



鳥取県公報

平成 19 年 7 月 31 日 (火)
号外第 1 2 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則 (76) (県土総務課) 9
	鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 (77) (〃) 26

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

- (1) 本年3月に、鳥取県建設工事等の入札制度を定める手続に関する条例（以下「条例」という。）が施行され、併せて当該条例の規定に基づき鳥取県建設工事等入札制度基本方針（以下「基本方針」という。）を策定した。
- (2) 当該基本方針は本県の建設工事等に係る入札制度の基本的な在り方を定めたものであり、条例の規定により、当該入札制度を改めようとするときは、この基本方針に基づき関連規則等の改正を行うこととされた。
- (3) これに伴い、当該基本方針に基づき、建設工事等の入札制度に関し必要となる入札参加資格、格付、区域割等の内容・手続に関し具体的な事項を定める。
- (4) また、これまで建設工事等の入札に関し必要な事項は、建設工事については鳥取県建設工事執行規則、測量等業務については鳥取県会計規則とそれぞれ別々に規定してきたが、これを一つにまとめ、新たな規則として制定する。

2 規則の概要

(1) 趣旨	この規則は、基本方針に基づき、入札参加資格、請負契約の相手方の決定その他の建設工事等の入札制度に関し必要な事項を定めるものとする。
(2) 入札参加資格	
ア 設定等	(ア) 知事は、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）の規定に基づき定める建設工事等の契約の入札参加資格を、建設工事の種別（以下「発注工種」という。）又は測量等業務の種別ごとに定めるものとする。 (イ) 知事は、(ア)により入札参加資格を定め、又はこれを変更したときは、これを公示するとともに、イの申請に関し必要な事項を併せて公示するものとする。
イ 申請及び審査	(ア) 入札参加資格の付与を希望する者は、その適格性についての審査を受けなければならない。 (イ) 知事は、(ア)の申請をした者についてその適格性を審査して入札参加資格を付与するか否かを決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。 (ウ) 知事は、(イ)により入札参加資格を付与することを決定した者（以下「有資格者」という。）を入札参加資格者名簿に登載するものとする。
ウ 有効期間等	(ア) 入札参加資格の有効期間は、原則として、当初審査（2年ごとに一斉に行う入札参加資格の審査をいう。以下同じ。）による有資格者については入札参加資格を付与された年の翌々年の3月31日までとし、当初審査以外の審査による有資格者については入札参加資格を付与された時点における当初審査による有資格者の有効期間の末日までとする。 (イ) 有資格者は、入札参加資格を欠くに至った場合は、(ア)に規定する入札参加資格の有効期間内であっても、入札に参加することができない。
エ 資格の引き継ぎ	入札参加資格は、他者に引き継ぐことができない。ただし、知事が適当と認めるときは、この限りでない。

(3) 格付	
ア 格付	知事は、土木一般、建築一般等の発注工種（以下「格付工種」という。）の有資格者（県内に本店を有する者に限る。）について、2等級から4等級までの区分により格付を行う。
イ 格付の方法	<p>格付は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(ア) 有資格者の技術力、経営力等を総合的に反映した点数（以下「総合点数」という。）を算定し、最下位の等級以外の等級については、総合点数が当該等級ごとに定める基準点数以上となる者を当該等級に格付ける。</p> <p>(イ) (ア)にかかわらず、その格付工種について有資格者であった者が引き続き当該格付工種の有資格者となる場合（以下「継続格付の場合」という。）において、その者が(ア)によれば前回の格付における等級より2等級以上上位の等級に格付けられるときは、その者を前回の格付における等級より1等級上位の等級に格付けし、継続格付の場合以外の場合は、当該格付工種の最下位の等級に格付ける。</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)によれば、土木一般、建築一般等の格付工種で等級がA又はBに格付けられることとなる有資格者が、当該等級について一定の要件を具備していないときは、その者を当該等級の直近下位の等級に格付ける。</p> <p>(エ) 最下位の等級以外の等級に係る格付において、(ア)から(ウ)までによればその等級に格付けられることとなる有資格者の中における総合点数の順位が土木一般、建築一般等の格付工種及び当該格付工種に係る等級に応じて定める順位を下回る場合は、その者を当該等級の直近下位の等級に格付ける。</p>
ウ 総合点数	<p>(ア) 総合点数は、客観点数と主観点数を合計した点数とする。</p> <p>(イ) 客観点数は、有資格者が格付に係る入札参加資格の審査を受ける直前に受けた経営事項審査に基づく総合評価値に10分の6を乗じて得た数と当該経営事項審査の直前に受けた経営事項審査に基づく総合評価値に10分の4を乗じて得た数を合算した点数とする。</p> <p>(ウ) 主観点数は、加点又は減点項目について算定した点数を合算した点数とする。</p>
エ 降格及び昇格	格付は、その有効期間中は、他の等級に変更しない。ただし、有資格者があらかじめ定められた要件を具備しなくなったとき等の場合は、当該格付の等級を降格させ、又は昇格させるものとする。
オ 名簿登載等	知事は、格付を行い、又はエのただし書により格付の等級を降格させ、若しくは昇格させた場合には、入札参加資格者名簿にその内容を登載するとともに、当該格付を受けた有資格者に通知するものとする。
カ 有効期間	格付の有効期間については、(2)のウを準用する。
(4) 入札の実施	
ア 入札方法	請負対象設計金額が次の表の左欄に掲げる額の建設工事の請負契約及び委託対象設計金額が同表の中欄に掲げる額の測量等業務の委託契約は、原則として、それぞれ同

	<p>表の右欄に定める入札の方式により相手方を決定するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>請負対象設計金額</th> <th>委託対象設計金額</th> <th>入札の方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>250万円以上3,000万円未満</td> <td>100万円以上500万円未満</td> <td>限定公募型指名競争入札</td> </tr> <tr> <td>3,000万円以上24億1,000万円未満</td> <td>500万円以上2億4,000万円未満</td> <td>制限付一般競争入札</td> </tr> <tr> <td>24億1,000万円以上</td> <td>2億4,000万円以上</td> <td>一般競争入札</td> </tr> </tbody> </table>	請負対象設計金額	委託対象設計金額	入札の方式	250万円以上3,000万円未満	100万円以上500万円未満	限定公募型指名競争入札	3,000万円以上24億1,000万円未満	500万円以上2億4,000万円未満	制限付一般競争入札	24億1,000万円以上	2億4,000万円以上	一般競争入札
請負対象設計金額	委託対象設計金額	入札の方式											
250万円以上3,000万円未満	100万円以上500万円未満	限定公募型指名競争入札											
3,000万円以上24億1,000万円未満	500万円以上2億4,000万円未満	制限付一般競争入札											
24億1,000万円以上	2億4,000万円以上	一般競争入札											
イ 本店の所在地に関する応募条件	<p>(ア) 県内に本店を有する有資格者によって円滑かつ適正に実施できると見込まれる建設工事等の制限付一般競争入札又は限定公募型指名競争入札（以下これらを「県内向け公募型入札」という。）を行う場合においては、当該県内向け公募型入札に参加しようとする有資格者の本店の所在地に関し、建設工事等の種別に応じ所要の応募条件を設けるものとする。</p> <p>(イ) 港湾工事以外の建設工事で請負対象設計金額が6,000万円未満のもの県内向け公募型入札を行う場合において、(ア)の応募条件を設けると当該県内向け公募型入札に20以上の数の入札者が見込めないときは、当該応募条件を変更し、本店の所在地に関する区域を隣接管内に拡大するものとする。</p>												
ウ 格付等級に関する応募条件	<p>格付工種に該当する建設工事の県内向け公募型入札を行う場合においては、原則として、当該建設工事の格付工種及び請負対象設計金額に応じ有資格者が所定の等級に格付けられていることを応募条件として設けるものとする。</p>												
エ その他の応募条件	<p>知事は、建設工事等の制限付一般競争入札又は限定公募型指名競争入札を行う場合においては、イ及びウの応募条件のほか、所要の応募条件を設けるものとする。</p>												
オ 調達公告	<p>(ア) 知事は、建設工事等を一般競争入札、制限付一般競争入札又は限定公募型指名競争入札に付そうとするときは、所要の事項を新聞、掲示その他の方法により公告するものとする。</p> <p>(イ) (ア)の公告（以下「調達公告」という。）は、その開札期日の前日から起算して、所定の日前にするものとする。</p>												
カ 応募者の審査	<p>(ア) 知事は、調達公告の応募者が入札参加資格及び応募条件を具備しているか否かを審査し、限定公募型指名競争入札においてはその結果をあらかじめ応募者に通知するものとする。</p> <p>(イ) (ア)により知事から入札者として指名する旨の通知を受けた応募者以外の者は、限定公募型指名競争入札に参加することができない。</p>												
キ 入札者の指名	<p>知事は、限定公募型指名競争入札においては、カの(ア)による審査の結果、入札参加資格及び応募条件を具備していると認められた応募者の中から、原則として、建設工事の入札にあつては20以上、測量等業務の入札にあつては10以上の者を指名するものとする。</p>												
ク 不指名理由の説明	<p>(ア) 限定公募型指名競争入札において、知事から入札者として指名する旨の通知を受けた応募者以外の者は、知事に対して書面によりその理由の説明を求めることができる。</p>												

	(イ) 知事は、(ア)により応募者から説明を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して6日以内に、書面により当該応募者に回答するものとする。
ケ 入札保証金	(ア) 知事は、入札者に、当該入札者の見積る入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、入札者が所要の条件に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。 (イ) (ア)の入札保証金は、入札書を知事に提出する際に納付するものとする。
コ 入札の手続	(ア) 入札者は、入札書を作成し、封かんの上、これを指定の日時までに定められた場所へ提出しなければならない。 (イ) 入札者は、入札を郵便等により行うことができる。この場合において、入札書と入札保証金及び関係書類とは別封にしなければならない。 (ウ) 入札者は、第三者を代理人として入札に関する行為を行わせようとするときは、あらかじめその委任状を知事に提出しなければならない。
サ 電子入札	(ア) 知事は、建設工事にあつては請負対象設計金額が3,000万円以上、測量等業務にあつては委託対象設計金額が200万円以上のものの入札を行う場合には、原則として、電子入札により入札を行うことができる。 (イ) 電子入札の入札者は、あらかじめ入札保証金を納付した上で、入札書の提出に代えて、入札金額その他所定の情報を記録した電磁的記録を、指定の日時までに、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下「電子入札ファイル」という。)に記録しなければならない。 (ウ) (イ)の入札金額その他所定の情報は、電子入札ファイルへの記録がされた時に県に到達したものとみなす。
シ 入札書の訂正等	(ア) 入札者は、入札書の記載事項についてまっ消、訂正又は挿入をしたときは、これに印を押さなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることができない。 (イ) (ア)にかかわらず、電子入札の場合にあつては、入札者は、入札金額その他所定の情報を記録した電磁的記録を電子入札ファイルに記録した後は、当該記録した事項についてまっ消、訂正又は挿入をすることができない。
ス 予定価格の作成等	(ア) 知事は、その入札に付する建設工事等の価格を当該建設工事等に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければならない。ただし、電子入札の場合にあつては、書面による作成に代えて、予定価格を記録した電磁的記録を電子入札ファイルに記録するものとする。 (イ) 知事は、県の財産上の利益を不当に害するおそれその他入札の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある場合を除くほか、予定価格を入札の執行前に公表するものとする。 (ウ) 予定価格は、入札に付する建設工事等の価格の総額について、建設工事等の施工又は履行の難易、工期又は履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。
セ 調査基準	(ア) 知事は、建設工事の入札について、低入札価格調査を必要に応じて行うため、

価格等	<p>その基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を予定価格の10分の8.5から3分の2までの範囲内において定めるものとする。</p> <p>(イ) 知事は、建設工事の内容に適合した履行を確保するため、予定価格の10分の8.5から3分の2までの範囲内において、当該工事の経費の積算についての内訳に応じて最低制限価格を設けるものとする。</p> <p>(ウ) (イ)の規定にかかわらず、一般競争入札（制限付一般競争入札を除く。）又は調査基準価格を設ける入札においては、最低制限価格は設けない。</p>
ソ 落札者の決定	<p>(ア) 入札における落札者は、落札者とすべきでない所要の要件に該当しない入札者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものとする。</p> <p>(イ) 予定価格が2,500万円以上の建設工事の入札における落札者の決定は、できる限り総合評価競争入札により、価格その他の条件を勘案して行うものとする。</p> <p>(ウ) 知事は、(イ)により落札者を決定したときは、その旨を入札者全員に通知するものとする。</p>
(5) 入札への参加制限	
ア 入札参加制限	<p>知事は、有資格者が建設工事等の契約の相手方として不相当であるときは、情状等に応じて24月以下の期間を定め、入札に参加させないものとする。</p>
イ 入札参加制限の期間中の取扱い	<p>(ア) 知事は、入札に参加させない措置（以下「入札参加制限」という。）の期間中は、原則として、当該入札参加制限を受けた有資格者（以下「入札参加制限者」という。）を建設工事等の入札に参加させ、又は当該入札参加制限者と契約を締結してはならない。</p> <p>(イ) 知事は、未執行の指名競争入札において現に入札者として指名している有資格者が入札参加制限を受けた場合は、直ちに当該指名を取り消すものとする。</p> <p>(ウ) 入札参加制限者（無資格の下請負者を含む。）は、当該入札参加制限の期間中は建設工事等の下請負者となることができない。</p>
ウ 下請負者等の入札参加制限	<p>(ア) 知事は、建設工事等の元請負者の入札参加制限を行う場合において、当該入札参加制限に係る事案について責任を負うべき下請負者（有資格者に限る。）があるときは、当該元請負者の入札参加制限の期間の範囲内で情状等に応じて期間を定め、当該下請負者の入札参加制限を行うことができる。</p> <p>(イ) 知事は、共同企業体が施工し、又は履行する建設工事等に関しその構成員（以下「原因構成員」という。）の入札参加制限を行うときは、当該原因構成員の入札参加制限の期間の範囲内で情状等に応じて期間を定め、当該共同企業体の有資格者である他の構成員の入札参加制限を行うことができる。</p>
エ 事情聴取	<p>知事は、入札参加制限を行うに当たり必要があると認めるときは、その対象となる有資格者その他の関係者から、あらかじめ事情を聴取するものとする。</p>
オ 入札参加制限の通知等	<p>(ア) 知事は、入札参加制限を行ったときは、その対象となる有資格者に対し、入札参加制限通知書により入札参加制限の理由、期間その他必要な事項を通知するものとする。</p> <p>(イ) 知事は、無資格の下請負者が当該入札参加制限に係る事案について責任を負う</p>

	<p>べきものであると認めるときは、当該下請負者に対し有責認定通知書により認定の理由及び下請等を認めない期間を通知するものとする。</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)による通知は、原則として、当該入札参加制限に係る事案の事実関係を確認した日の翌日から起算して20日以内に行うものとする。</p> <p>(エ) 知事は、入札参加制限を行ったときは、入札参加制限を受けた者の名称等を速やかに公告するものとする。</p>
カ 入札参加制限の期間の変更等	<p>(ア) 知事は、入札参加制限を受けた者について、当該入札参加制限の期間内に情状酌量すべき特別の事由又はより悪質と認められる事由が明らかとなったときは、当該入札参加制限の期間を短縮し、又は24月を超えない範囲内で延長することができる。</p> <p>(イ) 知事は、入札参加制限を受けた者が、当該入札参加制限の期間内に当該入札参加制限に係る事案について責任がないことが明らかとなったときは、直ちにこれを解除するものとする。</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)において、知事は、その対象となる有資格者に対し、入札参加制限の期間の短縮若しくは延長又は入札参加制限の解除の理由、入札参加制限の期間その他必要な事項を通知するものとする。</p> <p>(エ) (ウ)による通知は、原則として、当該入札参加制限の期間の変更等に係る事案の事実関係を確認した日の翌日から起算して20日以内に行うものとする。</p>
キ 不服の申出	<p>(ア) 入札参加制限を受けた者は、オの(ア)又は(イ)の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、知事に対し、これに対する不服を申し出ることができる。</p> <p>(イ) 知事は、不服申出に係る入札参加制限が鳥取県建設工事等入札・契約審議会(以下「審議会」という。)に意見を聴くべき案件(以下「審議会案件」という。)に該当するときは、当該不服申出に対して(ウ)又は(エ)による措置(以下「対応措置」という。)を講ずるに当たり、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>(ウ) 知事は、不服申出に理由がないときは、当該不服申出を棄却するものとする。</p> <p>(エ) 知事は、不服申出に理由があるときは、当該不服申出に係る入札参加制限の全部又は一部を取り消すものとする。</p> <p>(オ) 対応措置は、原則として、不服申出を受けた日の翌日から起算して20日以内に行うものとする。</p> <p>(カ) 知事は、対応措置を行った場合において、当該不服申出に係る入札参加制限が審議会案件以外のものであるときは、その内容を審議会に報告するものとする。</p>
(6) 情報公開	<p>知事は、建設工事等の入札制度の恣意的な運用又は談合を防止するため、知事が有する入札又は契約に関する情報をできる限り公表し、その透明性を高めるよう努めるものとする。</p>
(7) 施行期日等	<p>ア 施行期日は、平成19年8月1日とする。</p> <p>イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の施行に伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次の表の改正する規則の欄に掲げる規則について、同表の改正の内容の欄に掲げる規定の整備を行う。

改正する規則	改正の内容
ア 鳥取県会計規則	(ア) 測量等業務に係る予定価格の入札執行前の公表に関する規定を削る。 (イ) 測量等業務に係る入札の執行の傍聴に関する規定を削る。
イ 鳥取県建設工事執行規則	(ア) 規則中一般競争入札及び指名競争入札に関する規定を削る。 (イ) 随意契約に関する規定の中に、公募型プロポーザル方式に係る手続に関する規定を加える。 (ウ) 工事の施工管理を徹底するため、工事現場の運営及び取締りを請負者自らにも求める規定を加える。 (エ) 品質の確保及び不良・不適格業者の排除に関する規定を加える。 (オ) その他所要の規定の整備を行う。
ウ 鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則	規則中引用している規則の名称及び根拠条項を改める。
エ 鳥取県事務処理権限規則	(ア) 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に係る次の事務処理権限を定める。 a 県土総務課又は技術企画課に固有のもの 土木工事又は当該工事に伴う委託業務に係る入札参加資格の設定、有資格者の格付、有資格者の入札参加資格の停止等に関すること。 b 関係課に共通するもの 土木工事又は当該工事に伴う委託業務に係る入札者の指名、予定価格の決定、調査基準価格及び最低制限価格の決定に関すること。 (イ) 規則中引用している規則の名称及び根拠条項を改める。 (ウ) その他所要の規定の整備を行う。

(2) 施行期日は、平成19年8月1日とする。

規 則

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則をここに公布する。

平成19年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第76号

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第3条）
- 第2章 入札参加資格（第4条 - 第8条）
- 第3章 格付（第9条 - 第14条）
- 第4章 入札の実施（第15条 - 第33条）
- 第5章 入札への参加制限（第34条 - 第41条）
- 第6章 情報公開（第42条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、鳥取県建設工事等の入札制度を定める手続に関する条例（平成19年鳥取県条例第12号）第3条第1項（同条例第5条において準用する場合を含む。）の規定により定めた鳥取県建設工事等入札制度基本方針に基づき、入札参加資格、請負契約の相手方の決定その他の建設工事等の入札制度に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）建設工事 県が行う建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- （2）測量等業務 建設工事に係る測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントの業務をいう。
- （3）建設工事等 建設工事及び測量等業務をいう。
- （4）入札 建設工事等の契約の相手方を決定するために行う一般競争入札又は指名競争入札をいう。
- （5）入札者 入札に参加する者をいう。

（会計規則その他の規則との関係）

第3条 建設工事等の入札制度に関しこの規則に定めのない事項については、法令に特別の定めがあるものを除くほか、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）その他の規則の定めるところによる。

第2章 入札参加資格

（設定）

第4条 知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項又は第5項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する部局長等若しくは同条例第2条の規定により設置される部局等を構成する内部組織の長、鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長、鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例（平成7年鳥取県条例第6号）第1条の規定により設置された港湾事務所の長又は鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第139条の規定により設置された空港管理事務所の長。以下同じ。）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」とい

う。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき定める建設工事の請負契約及び測量等業務の委託契約(第15条第2項、第34条及び第36条において「建設工事等の契約」という。)の入札者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を、建設工事の種別(別表第1の建設業の許可区分の欄に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ発注工種の欄に定める工種をいう。以下「発注工種」という。)又は測量等業務の種別(別表第2に定める業務をいう。)ごとに定めるものとする。

(公示)

第5条 知事は、前条の規定により入札参加資格を定め、又はこれを変更したときは、施行令第167条の5第2項(施行令第167条の11第3項において準用する場合を含む。)の規定により、これを公示するものとする。

2 知事は、前項の規定により公示するときは、次条の申請に関し必要な事項を併せて公示するものとする。

(申請及び審査)

第6条 入札参加資格の付与を希望する者は、前条第2項の規定による公示で定めるところにより知事に申請をして、その適格性についての審査を受けなければならない。

2 知事は、前項の申請をした者についてその適格性を審査して入札参加資格を付与するか否かを決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定により入札参加資格を付与することを決定した者(以下「有資格者」という。)を入札参加資格者名簿に登載するものとする。

(有効期間等)

第7条 入札参加資格の有効期間は、当初審査(2年ごとに一斉に行う入札参加資格の審査をいう。以下この項及び第10条において同じ。)による有資格者については入札参加資格を付与された年の翌々年の3月31日までとし、当初審査以外の審査による有資格者については入札参加資格を付与された時点における当初審査による有資格者の有効期間の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合における入札参加資格の有効期間は、それぞれ当該各号に定める日の前日までとする。

(1) 有資格者が、入札参加資格を欠くに至ったとき(次項に規定する場合を除く。) 当該入札参加資格を欠くに至った日

(2) 有資格者が、建設業法第27条の23第1項の審査(以下「経営事項審査」という。)を受けないとき 有資格者が直前に受けた経営事項審査の審査基準日(有資格者の事業年度の終了の日をいう。)から起算して1年7月後の日

(3) 前項の有効期間の末日の属する年の2月1日までに第5条第1項及び第2項の規定による公示が行われないとき 2月1日以降に行う第5条第1項の規定による公示の日から起算して60日を経過した日

3 有資格者は、入札参加資格を欠くに至った場合(鳥取県建設工事等入札参加者資格停止要綱に定めるところにより建設工事等の契約の相手方として不適格であると認められた場合であって、施行令第167条の4第2項各号のいずれにも該当しないときに限る。)は、当該不適格とされた内容に応じて鳥取県建設工事等入札参加者資格停止要綱で定める期間については、第1項に規定する入札参加資格の有効期間内であっても、入札に参加することができない。

(資格の引継ぎ)

第8条 入札参加資格は、他者に引き継ぐことができない。ただし、知事が適当と認めるときは、この限りでない。

第3章 格付

(格付)

第9条 知事は、次の表の左欄に掲げる発注工種(以下「格付工種」という。)の有資格者(県内に本店を有する者に限る。)について、同表の右欄に定める等級に区分して格付を行うものとする。

格付工種	等級
土 木 一 般	4等級(A級、B級、C級及びD級)
建 築 一 般	3等級(A級、B級及びC級)

と び 等 一 般	2等級（A級及びB級）
ア ス フ ァ ル ト	2等級（A級及びB級）
電 気 工 事	3等級（A級、B級及びC級）
管 工 事	3等級（A級、B級及びC級）
造 園 工 事	2等級（A級及びB級）

（格付の方法）

第10条 前条の格付（以下単に「格付」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 次条の規定により有資格者の技術力、経営力等を総合的に反映した点数（以下この章において「総合点数」という。）を算定し、最下位の等級以外の等級については、総合点数が当該等級ごとに鳥取県建設工事入札参加資格者格付要綱に定める基準点数（当初審査以外の審査による格付においては、当該当初審査の直前の当初審査による格付において当該等級に格付をされた有資格者のうち、総合点数が最も低かったものの総合点数）以上となる者（上位の等級に格付をする者を除く。）を当該等級に格付ける。
- (2) 前号の規定にかかわらず、その格付工種について有資格者であった者が引き続き当該格付工種の有資格者となる場合（以下この号において「継続格付の場合」という。）において、その者が前号の規定によれば前回の格付における等級より2等級以上上位の等級に格付せられるときは、その者を前回の格付における等級より1等級上位の等級に格付けし、継続格付の場合以外の場合は、当該格付工種の最下位の等級に格付ける。
- (3) 前2号の規定によれば、別表第3の左欄に掲げる格付工種の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める等級に格付けられることとなる有資格者が、当該等級について同表の右欄に定める要件を具備していないときは、その者を当該等級の直近下位の等級（当該直近下位の等級が同表の中欄に掲げる等級である場合において、その者が当該直近下位の等級について同表の右欄に定める要件を具備していないときは、当該直近下位の等級の直近下位の等級）に格付ける。
- (4) 最下位の等級以外の等級に係る格付（当初審査によるものに限る。）において、前3号の規定によればその等級に格付けられることとなる有資格者（この号の規定により当該等級に格付けられる有資格者を含む。）の中における総合点数の順位が別表第4の左欄に掲げる格付工種及び同表の中欄に掲げる等級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める順位を下回る場合は、その者を当該等級の直近下位の等級に格付ける。

（総合点数）

第11条 総合点数は、次項の規定により算定した点数（次項において「客観点数」という。）と第3項の規定により算定した点数（第3項及び附則第3項において「主観点数」という。）を合計した点数とする。

- 2 客観点数は、有資格者が格付に係る入札参加資格の審査を受ける直前に受けた経営事項審査（第5条第1項の規定による公示で定める期間内のいずれかの日を審査基準日とするものに限る。）に基づく総合評価値に10分の6を乗じて得た数と当該経営事項審査の直前に受けた経営事項審査に基づく総合評価値に10分の4を乗じて得た数を合算した点数とする。ただし、有資格者が格付前に合併、設立又は営業譲渡等を行った場合の客観点数の算定方法については、鳥取県建設工事入札参加資格者格付要綱に定めるところによる。
- 3 主観点数は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに鳥取県建設工事入札参加資格者格付要綱により算定した点数（同表の中欄に掲げる主観点数の項目につきそれぞれ同表の右欄に定める点数を限度とする。）を合算した点数とする。

区分	主観点数の項目	点数
加点項目	県が発注した過去の建設工事の工事成績	300点
	優良工事（知事が別に定めるところにより優良工事として表彰し、又は推薦した工事をいう。）の有無	20点
	知事が別に定めるところにより建設工事の技術等に関する研修を受講し、効果があると認められた者の数	33点
	I S O認証等（国際標準化機構が定めた規格であるI S O又は	20点

	当該規格に準じて知事が別に定める環境管理に係る規格の資格をいう。)の取得の有無	
	男女共同参画推進企業(男女共同参画を積極的に推進している企業として知事が別に定めるところにより認定したものをいう。)の認定の有無	5点
	新分野進出企業(建設業以外の事業分野に進出した企業で知事が別に定める基準を満たすものをいう。)の確認の有無	10点
減点項目	建設業法第28条第3項の規定による営業停止処分の有無	制限なし。
	建設業法第28条第1項の規定による指示処分の有無	
	資格停止等(第7条第3項に規定する入札参加資格の停止又は第34条の規定による入札に参加させない措置という。)の有無	
	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項に規定する雇用義務に対する違反の有無	

(降格及び昇格)

第12条 格付は、その有効期間中は、他の等級に変更しない。ただし、次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、それぞれ当該各号に定めるところにより格付の等級を降格させ、又は昇格させるものとする。

- (1) 別表第3の中欄に掲げる等級に格付けられた有資格者が、同表の右欄に定める要件を具備しなくなったとき その者の格付の等級を当該等級の直近下位の等級に降格させる。
- (2) 前号の規定により格付の等級を降格した有資格者が、降格前の等級に係る別表第3の右欄に定める要件を再び具備した場合において、当該有資格者からの申請に基づき知事が適当と認めるとき その者の格付の等級を降格前の等級に昇格させる。
- (3) 有資格者が法人の合併、分割等の当事者となった場合で、知事が当該有資格者の格付を降格させ、又は昇格させる必要があると認めるとき 知事が必要と認める範囲内でその者の格付の等級を降格させ、又は昇格させる。
- (4) 有資格者が施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するに至った場合において、知事が当該有資格者の格付を降格させる必要があると認めるとき 知事が必要と認める範囲内でその者の格付の等級を降格させる。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が有資格者の格付を降格させ、又は昇格させる必要があると特に認めるとき 知事が必要と認める範囲内でその者の格付の等級を降格させ、又は昇格させる。

(名簿登載等)

第13条 知事は、第10条の規定により格付を行い、又は前条ただし書の規定により格付の等級を降格させ、若しくは昇格させた場合には、第6条第3項の入札参加資格者名簿に当該格付に係る等級、総合点数及びその算定内訳を登載するとともに、これらの事項を当該格付を受けた有資格者に通知するものとする。

(有効期間)

第14条 格付の有効期間については、第7条の規定を準用する。

第4章 入札の実施

(入札方式)

第15条 請負対象設計金額(建設工事に係る請負契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下この章において同じ。)が次の表の左欄に掲げる額の建設工事の請負契約又は委託対象設計金額(測量等業務に係る委託契約の対象となる部分の設計金額をいう。以下この項において同じ。)が同表の中欄に掲げる額の測量等業務の委託契約は、それぞれ同表の右欄に定める入札の方式により相手方を決定するものとする。

請負対象設計金額	委託対象設計金額	入札の方式
250万円以上3,000	100万円以上500万	限定公募型指名競争入札(有資格者であることのほか、当該有

万円未満	円未満	資格者の事業所の所在地、当該契約に係る建設工事等についての経験又は技術的適性の有無その他建設工事等の適正な実施と入札の公平な執行のために必要な資格（以下この章において「応募条件」という。）を定めて入札者を公募し、これに応募した有資格者のうち当該応募条件を具備するものの中から、建設工事にあつては鳥取県建設工事指名競争入札指名業者選定要綱、測量等業務にあつては鳥取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要綱に定めるところにより入札者を選定して行う指名競争入札をいう。以下同じ。）
3,000万円以上 24億1,000万円未満	500万円以上 2億4,000万円未満	制限付一般競争入札（施行令第167条の5の2の規定に基づき、有資格者であることのほか、当該有資格者の事業所の所在地又は当該契約に係る建設工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定めて行う一般競争入札をいう。以下同じ。）
24億1,000万円以上	2億4,000万円以上	一般競争入札（制限付一般競争入札を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる建設工事等については、同項の表の右欄に定める入札の方式以外の入札の方法又は随意契約の方法により当該建設工事等の契約を締結することができる。

- (1) 災害復旧、適期施工等のため直ちに発注する必要があると知事が認めた建設工事等
- (2) 建設工事等の内容、規模等からみて、前項の表の右欄に定める入札の方式以外の入札の方法又は随意契約の方法によることが適当と知事が認めた建設工事等

（本店の所在地に関する応募条件）

第16条 県内に本店を有する有資格者によって円滑かつ適正に実施できると見込まれる建設工事等の制限付一般競争入札又は限定公募型指名競争入札（以下この条及び次条においてこれらを「県内向け公募型入札」という。）を行う場合においては、当該県内向け公募型入札に参加しようとする有資格者の本店の所在地に関し、次の表の左欄に掲げる建設工事等の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める応募条件を設けるものとする。

区 分		応 募 条 件
測量等業務		有資格者の本店（別表第5の左欄に掲げる建設工事等（請負対象設計金額又は委託対象設計金額（以下これらを「設計金額」という。）が同表の中欄に掲げる金額以上のものに限る。）を入札に付する場合において、県外に本店を有する有資格者が同表の右欄に掲げる条件を具備しているときは、県内に有する営業所のうち当該有資格者が県内の営業拠点としてあらかじめ指定するものを含む。）の所在地が県内にあること。
建設工事 以外のもの	港湾工事 請負対象設計金額が6,000万円以上のもの	
	請負対象設計金額が6,000万円未満のもの	
	中部総合事務所の所管区域内で施工されるもの	有資格者の本店の所在地が左欄に定める所管区域内にあること。
	西部総合事務所又は日野総合事務所の所管区域内で施工されるもの	有資格者の本店の所在地が左欄に定める所管区域内にあること。

- 2 港湾工事以外の建設工事で請負対象設計金額が6,000万円未満のもの県内向け公募型入札を行う場合において、前項の表の右欄に定める応募条件を設けると当該県内向け公募型入札に20以上の数の入札者が見込めないときは、当該応募条件を変更し、本店の所在地に関する区域を拡大するものとする。この場合において、同欄中「左欄に定める所管区域内」とあるのは、「左欄に定める所管区域又はこれに隣接する総合事務所（有資格者の本店の所在地が東部総合事務所、八頭総合事務所、西部総合事務所又は日野総合事務所の所管区域内にあるときは中部総合事務所とし、有資格者の本店の所在地が中部総合事務所の所管区域内にあるときは東部総合事務所及び八頭総合事務所（建設工事の主な施工現場が一級河川天神川水系天神川右岸東側及びこれに相当する位置にある場合に限る。）又は西部総合事務所及び日野総合事務所（建設工事の主な施工現場が一級河川天神川水系天神川右岸西側及びこれに相当する位置にある場合に限る。）とする。）の所管区域内」とする。
- 3 前項の規定により本店の所在地に関する区域を隣接する総合事務所の所管区域内まで拡大した場合においてもなお12以上の数の入札者が見込めないときは、第1項の表の右欄中「左欄に定める所管区域内」とあるのは、「県内」とする。

（格付等級に関する応募条件）

第17条 格付工種に該当する建設工事の県内向け公募型入札を行う場合においては、当該建設工事の格付工種及び請負対象設計金額に応じ、当該県内向け公募型入札に参加しようとする有資格者が次の表に定める等級に格付けられていることを応募条件として設けるものとする。

格付工種 請負対象 設計金額	土木一般	建築一般	とび等一般	電気工事及 び管工事	アスファルト	造園工事
	300万円未満	D	C	B	C	B
300万円以上 400万円未満	B					
400万円以上 800万円未満	A					
800万円以上 1,000万円未満		A				
1,000万円以上 1,500万円未満	C			A		
1,500万円以上 2,000万円未満						
2,000万円以上 3,000万円未満	B		A			
3,000万円以上 4,000万円未満						
4,000万円以上 6,000万円未満	A					
6,000万円以上						

- 2 知事は、建設工事の内容、規模等からみて必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、県内向け公募型入札に参加しようとする有資格者の格付の等級に関し、同項の規定と異なる応募条件を設けることができる。

（その他の応募条件）

第18条 知事は、建設工事等の制限付一般競争入札又は限定公募型指名競争入札を行う場合においては、前2条に規定する応募条件のほか、次に掲げる応募条件を設けるものとする。

- (1) 当該入札に係る建設工事の施工現場に専任で配置することができる技術者（当該建設工事等の内容、規模等からみて知事が必要と認められた資格を有する者をいう。次項第2号及び第3号において同じ。）の追加に関すること。
- (2) 当該入札に参加する有資格者の経営状況に関すること。
- (3) 測量等業務の成果品に対する重点的かつ詳細な履行確認の実施に関すること。

2 知事は、建設工事等の制限付一般競争入札又は限定公募型指名競争入札を行う場合において、当該入札に係る建設工事等の内容、規模等からみて必要があると認めるときは、前項各号に定めるものに加え、さらに次に掲げる応募条件を設けることができる。

- (1) 当該入札に係る建設工事等と同種同程度の建設工事等の実績（次号において「同種工事等実績」という。）を有すること。
- (2) 当該入札に係る建設工事等に従事する技術者の資格に関すること及び当該技術者が同種工事等実績を有すること。
- (3) 県内の本店又は営業所に従事する技術者の数、資格等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事項に関すること。

（調達公告）

第19条 知事は、建設工事等を一般競争入札、制限付一般競争入札又は限定公募型指名競争入札に付そうとするときは、次に掲げる事項（限定公募型指名競争入札の場合は、第4号及び第8号を除く。）を新聞、掲示その他の方法により公告するものとする。

- (1) 当該入札に係る建設工事等の名称及び実施場所
- (2) 当該入札に係る入札参加資格及び応募条件
- (3) 当該入札に係る契約条項を示す場所
- (4) 入札保証金に関する事項
- (5) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（第24条第2項において「郵便等」という。）による入札の可否
- (6) 電子入札（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により行う入札をいう。第25条から第27条までにおいて同じ。）の適用の有無
- (7) 施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札又は第167条の12第4項に規定する総合評価指名競争入札（第32条第2項においてこれらを「総合評価競争入札」という。）の方法による場合は、その旨及び落札者決定基準
- (8) 開札の場所及び日時
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事項

2 前項の規定による公告（次条第1項及び附則第2項において「調達公告」という。）は、その開札期日の前日から起算して、次の各号に掲げる建設工事等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める日前にするものとする。この場合において、鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）の日数は、算入しないものとする。

- (1) 予定価格が500万円未満の建設工事等 3日
- (2) 予定価格が500万円以上5,000万円未満の建設工事等 10日
- (3) 予定価格が5,000万円以上の建設工事等 15日

3 前項の規定にかかわらず、知事は、急施を要する建設工事等を入札に付そうとするとき、又は入札者若しくは落札者がいない場合若しくは落札者が契約を締結しない場合において、さらに入札に付そうとするときは、同項第2号又は第3号に規定する期間を5日以内に限り短縮することができる。

(応募者の審査)

第20条 知事は、調達公告に応募した者（以下この条から第22条までにおいて「応募者」という。）が入札参加資格及び応募条件を具備しているか否かを審査し、限定公募型指名競争入札においてはその結果をあらかじめ応募者に通知し、又は公表するものとする。

- 2 前項の規定により知事から入札者として指名する旨の通知を受けた応募者以外の者は、限定公募型指名競争入札に参加することができない。

(入札者の指名)

第21条 知事は、限定公募型指名競争入札においては、前条第1項の規定による審査の結果、入札参加資格及び応募条件を具備していると認められた応募者の中から、原則として、建設工事の入札にあつては20以上、測量等業務の入札にあつては10以上の者を指名するものとする。

(不指名理由の説明)

第22条 限定公募型指名競争入札において、第20条第1項の規定により知事から入札者として指名する旨の通知を受けた応募者以外の者は、知事に対して書面によりその理由の説明を求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定により応募者から説明を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して6日以内に、書面により当該応募者に回答するものとする。この場合において、休日の日数は、算入しないものとする。

(入札保証金)

第23条 知事は、入札者に、当該入札者の見積る入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、入札者が次の各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証券を提出したとき。
 - (2) 入札参加資格者名簿に登録されており、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
 - (3) 予定価格が少額であり、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- 2 前項の入札保証金は、次条第1項の規定により入札書（入札者の入札金額を記載した書面をいう。以下この章及び様式第1号において同じ。）を知事に提出する際に納付するものとする。

(入札の手続)

第24条 入札者は、入札書（様式第1号）を作成し、封かんの上、これを指定の日時までに定められた場所へ提出しなければならない。

- 2 入札者は、入札を郵便等により行うことができる。この場合において、入札書と入札保証金及び関係書類とは別封にしなければならない。
- 3 入札者は、第三者を代理人として入札に関する行為を行わせようとするときは、あらかじめその委任状（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(電子入札)

第25条 知事は、次の表の左欄に掲げる建設工事等の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める設計金額以上の入札を行う場合には、電子入札により行うものとする。ただし、同表の右欄に定める設計金額に満たない建設工事等の入札を行う場合において、当該入札に参加すると見込まれる有資格者のすべてが電子入札を行う上で支障がないと認められるときは、電子入札により入札を行うことができる。

区 分	設計金額
建設工事	3,000万円
測量等業務	200万円

- 2 電子入札の入札者は、あらかじめ入札保証金を納付した上で、前条第1項の規定による入札書の提出に代えて、入札金額その他所定の情報を記録した電磁的記録を、指定の日時までに、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（次項、次条第2項及び第27条において「電子入札ファイル」という。）に記録しなければ

ばならない。

- 3 前項の入札金額その他所定の情報は、電子入札ファイルへの記録がされた時に県に到達したものとみなす。
- 4 前3項に規定するもののほか、電子入札に関し必要な事項は、鳥取県建設工事等電子入札執行要領に定めるところによる。

(入札書の訂正等)

第26条 入札者は、入札書の記載事項についてまっ消、訂正又は挿入をしたときは、これに印を押さなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子入札の場合にあっては、入札者は、入札金額その他所定の情報を記録した電磁的記録を電子入札ファイルに記録した後は、当該記録した事項についてまっ消、訂正又は挿入をすることができない。

(予定価格の作成)

第27条 知事は、その入札に付する建設工事等の価格を当該建設工事等に関する仕様書、設計書等によって予定し、次条第1項の規定により予定価格を入札の執行前に公表する場合を除くほか、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければならない。ただし、電子入札の場合にあっては、書面による作成に代えて、予定価格を記録した電磁的記録を電子入札ファイルに記録するものとする。

(予定価格の入札執行前の公表)

第28条 知事は、県の財産上の利益を不当に害するおそれその他入札の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある場合を除くほか、予定価格を入札の執行前に公表するものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、予定価格の公表に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(予定価格の決定方法)

第29条 予定価格は、入札に付する建設工事等の価格の総額について、建設工事等の施工又は履行の難易、工期又は履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(調査基準価格)

第30条 知事は、建設工事の入札について、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした入札者の当該申込みに係る最低の入札金額が施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項(施行令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に該当するか否かの調査(第32条第1項第2号において「低入札価格調査」という。)を必要に応じて行うため、その基準となる価格(次項及び次条第3項において「調査基準価格」という。)を設けることができる。

- 2 調査基準価格は、入札に係る建設工事の予定価格の10分の8.5から3分の2までの範囲内において定めるものとする。

(最低制限価格)

第31条 知事は、建設工事の内容に適合した履行を確保するため、施行令第167条の10第2項(施行令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格(以下この条及び次条第1項第3号において単に「最低制限価格」という。)を設けることができる。

- 2 最低制限価格は、入札に付する建設工事の予定価格の10分の8.5から3分の2までの範囲内において、当該建設工事の経費の積算についての内訳に応じて定めるものとする。
- 3 一般競争入札(制限付一般競争入札を除く。)又は調査基準価格を設ける入札においては、第1項の規定にかかわらず、最低制限価格は設けない。

(落札者の決定)

第32条 入札における落札者は、次の各号のいずれにも該当しない入札者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものとする。

- (1) 当該入札に係る入札参加資格又は応募条件を具備していなかったことが判明した入札者
- (2) 低入札価格調査の結果、落札者とすべきでないと判断された入札者
- (3) 最低制限価格を下回る入札価格が記載された入札書を提出した入札者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、入札において重大な不備等があった入札者(鳥取県建設工事等電子入札執

行要領又は鳥取県建設工事等紙入札執行要領で定めるものに限る。)

2 予定価格が2,500万円以上の建設工事の入札における落札者の決定は、できる限り総合評価競争入札により、価格その他の条件を勘案して行うものとする。この場合において、落札者の決定は、前項の規定にかかわらず、鳥取県建設工事総合評価競争入札実施要領に定めるところにより行う。

3 知事は、前項の規定により落札者を決定したときは、その旨を入札者全員に通知するものとする。

(限定公募型以外の指名競争入札)

第33条 第23条から前条までに定めるところによるほか、限定公募型指名競争入札以外の指名競争入札の実施について必要な事項は、鳥取県建設工事指名競争入札指名業者選定要綱又は鳥取県測量等業務指名競争入札指名業者選定要綱に定める。

第5章 入札への参加制限

(入札参加制限)

第34条 知事は、有資格者が施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱に定めるところにより、情状等に応じて24月以下の期間を定め、当該有資格者を入札に参加させないものとする。

(入札参加制限の期間中の取扱い)

第35条 知事は、前条の規定による入札に参加させない措置(以下この章及び様式第3号において「入札参加制限」という。)の期間中は、当該入札参加制限を受けた有資格者(以下この条において「入札参加制限者」という。)を建設工事等の入札に参加させ、又は当該入札参加制限者と契約を締結してはならない。ただし、特殊な技術又は急施を要する建設工事等その他知事がやむを得ないと認める建設工事等の入札又は契約については、この限りでない。

2 知事は、未執行の指名競争入札において現に入札者として指名している有資格者が入札参加制限を受けた場合は、直ちに当該指名を取り消すものとする。

3 入札参加制限者は、当該入札参加制限の期間中は建設工事等の下請負者(測量等業務の全部又は一部を受注者等から再委託された者を含む。以下この章及び様式第3号において同じ。)となることができない。入札参加制限に係る建設工事等の有資格者でない下請負者(第39条第2項において「無資格の下請負者」という。)であって、当該入札参加制限に係る事案について責任を負うべきものについても、同様とする。

(下請負者の入札参加制限)

第36条 知事は、建設工事等の契約を締結した者(以下この条において「元請負者」という。)の入札参加制限を行う場合において、当該入札参加制限に係る事案について責任を負うべき下請負者(有資格者に限る。)があるときは、当該元請負者の入札参加制限の期間の範囲内で情状等に応じて期間を定め、当該下請負者の入札参加制限を行うことができる。

(共同企業体の入札参加制限)

第37条 知事は、共同企業体(現存する2以上の事業者が共同して建設工事等を施工し、又は履行するために用いる共同経営の方式をいう。以下この条において同じ。)が施工し、又は履行する建設工事等に関しその構成員(以下この条において「原因構成員」という。)の入札参加制限を行うときは、当該原因構成員の入札参加制限の期間の範囲内で情状等に応じて期間を定め、当該共同企業体の有資格者である他の構成員の入札参加制限を行うことができる。ただし、明らかに当該入札参加制限に係る事案について責任を負わないと認められる者については、この限りでない。

(事情聴取)

第38条 知事は、入札参加制限を行うに当たり必要があると認めるときは、その対象となる有資格者その他の関係者から、あらかじめ事情を聴取するものとする。

(入札参加制限の通知等)

第39条 知事は、入札参加制限を行ったときは、その対象となる有資格者に対し、入札参加制限通知書(様式第3号)により入札参加制限の理由、期間その他必要な事項を通知するものとする。

2 知事は、無資格の下請負者が当該入札参加制限に係る事案について責任を負うべきものであると認めるとき

は、当該下請負者に対し有責認定通知書（様式第4号）により認定の理由及び下請等を認めない期間を通知するものとする。

3 前2項の規定による通知は、原則として、当該入札参加制限に係る事案の事実関係を確認した日の翌日から起算して20日以内に行うものとする。この場合において、休日の日数は、算入しないものとする。

4 知事は、入札参加制限（第2項の規定による認定を含む。以下この項、次条及び第41条において同じ。）を行ったときは、次に掲げる事項を速やかに公告するものとする。

（1）入札参加制限を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地

（2）入札参加制限の期間

（3）入札参加制限の理由

（入札参加制限の期間の変更等）

第40条 知事は、入札参加制限を受けた者について、当該入札参加制限の期間内に情状酌量すべき特別の事由又はより悪質と認められる事由が明らかとなったときは、当該入札参加制限の期間を短縮し、又は24月を超えない範囲内で延長することができる。

2 知事は、入札参加制限を受けた者が、当該入札参加制限の期間内に当該入札参加制限に係る事案について責任がないことが明らかとなったときは、直ちにこれを解除するものとする。

3 前2項の場合において、知事は、その対象となる有資格者に対し、入札参加制限の期間の短縮若しくは延長又は入札参加制限の解除の理由、入札参加制限の期間その他必要な事項を通知するものとする。

4 前項の規定による通知は、原則として、当該入札参加制限の期間の変更等に係る事案の事実関係を確認した日の翌日から起算して20日以内に行うものとする。この場合において、休日の日数は、算入しないものとする。

（不服の申出）

第41条 第39条第1項又は第2項の規定による通知（前条第3項の規定により同条第1項に規定する入札参加制限の期間の延長についてなされた通知を含む。）により入札参加制限を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、知事に対し、これに対する不服を申し出ることができる。この場合において、休日の日数は、算入しないものとする。

2 知事は、前項の規定による申出（以下この条において「不服申出」という。）を受けた場合において、当該不服申出に係る入札参加制限が鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱により定めた鳥取県建設工事等入札・契約審議会（以下この項及び第6項において「審議会」という。）に意見を聴くべき案件（第6項において「審議会案件」という。）に該当するときは、当該不服申出に対して次項又は第4項の規定による措置（第5項及び第6項において「対応措置」という。）を講ずるに当たり、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、不服申出に理由がないときは、当該不服申出を棄却するものとする。

4 知事は、不服申出に理由があるときは、当該不服申出に係る入札参加制限の全部又は一部を取り消すものとする。

5 対応措置は、原則として、不服申出を受けた日の翌日から起算して20日以内に行うものとする。この場合において、休日の日数は、算入しないものとする。

6 知事は、対応措置を行った場合において、当該不服申出に係る入札参加制限が審議会案件以外のものであるときは、当該対応措置の内容を審議会に報告するものとする。

第6章 情報公開

（情報公開）

第42条 知事は、建設工事等の入札制度の恣意的な運用又は談合を防止するため、知事が有する入札又は契約に関する情報をできる限り公表し、その透明性を高めるよう努めるものとする。

2 建設工事等の入札又は契約に関する情報の公開に関し必要な事項は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）及び鳥取県建設工事等入札・契約審議会条例（平成14年鳥取県条例第68号）に定めるもののほか、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年8月1日から施行する。

(経過措置等)

2 この規則は、この規則の施行の日以後に調達公告（第33条に規定する限定公募型指名競争入札以外の指名競争入札により契約の相手方を決定する場合にあっては、当該入札に参加することができる者の指名。以下この項において同じ。）を行う建設工事等について適用し、同日前に調達公告を行う建設工事等については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の前日に県から指名競争入札に係る指名停止（鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に定めるところにより建設工事等の契約の相手方として不適格であると認められた者に対し、入札に参加させないこととする措置をいう。以下この項において同じ。）を受けた者について、第11条第3項の規定により平成21年度までの間に行う主観点数の算定については、当該指名停止を勘案して行うものとする。この場合において、同項の表の減点項目の項中「資格停止等」とあるのは、「指名停止（鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に定めるところにより建設工事等の契約の相手方として不適格であると認められた者に対し、入札に参加させないこととする措置をいう。）又は資格停止等」と読み替えるものとする。

4 教育委員会事務局（本庁組織を除く。以下この項において同じ。）及び警察本部が発注する建設工事等の入札については、第18条第1項第2号（教育委員会事務局に限る。）、第25条、第26条第2項及び第27条ただし書の規定は、当分の間、適用しない。

別表第1（第4条関係）

建設業の許可区分	発注工種
土木一式工事	土木一般
	プレストレスト・コンクリート
	港湾工事
	土木解体
建築一式工事	建築一般
	建築解体
大工工事	大工工事
左官工事	左官工事
とび・土工・コンクリート工事	とび等一般
	交通安全施設
	法面一般
	法面植生工
	法面保護工
	落石防止網工
	アンカー工
石工事	石工事
屋根工事	屋根工事
電気工事	電気工事
管工事	管工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル等工事
鋼構造物工事	鋼構造物一般
	鋼橋
鉄筋工事	鉄筋工事
ほ装工事	ほ装一般

	アスファルト
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事
ガラス工事	ガラス工事
塗装工事	塗装一般
	区画線工
防水工事	防水工事
内装仕上工事	内装一般
	畳工
機械器具設置工事	機械器具設置工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信工事
造園工事	造園工事
さく井工事	さく井工事
建具工事	建具工事
水道施設工事	水道施設工事
消防施設工事	消防施設工事
清掃施設工事	清掃施設工事

別表第2（第4条関係）

測量等業務の種別
測量業務
土木関係建設コンサルタント業務
建築関係建設コンサルタント業務
地質調査業務
補償関係コンサルタント業務

別表第3（第10条、第12条関係）

格付工種	等級	要 件
土木一般	A	(1) 基準日（知事が別に定める日をいう。以下この表において同じ。）において、有資格者の代表者以外に1級技術者（建設業法第15条第2号イ又はハに掲げる基準を満たす者をいう。以下この表において同じ。）を4名以上有すること。そのうち3名以上は、基準日において当該有資格者に6月以上継続して雇用されている者のうち、国、地方公共団体又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）を発注者とする建設工事を5年以内に直接請け負った者の現場代理人又は主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する者をいう。）若しくは監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する者をいう。）として勤務した経験を有するものであること。 (2) 建設業法別表第1の下欄に掲げる土木工事業について、特定建設業の許可（同法第3条第6項に規定するものをいう。以下この表において同じ。）を受けていること。
	B	基準日において1級技術者を1名以上有すること。
建築一般	A	(1) 基準日において1級技術者を3名以上有すること。 (2) 建設業法別表第1の下欄に掲げる建築工事業について、特定建設業の許
	B	基準日において1級技術者を1名以上有すること。

		可を受けていること。
	B	基準日において1級技術者を1名以上有すること。
管工事	A	(1) 基準日において1級技術者を2名以上有すること。 (2) 基準日において1級技能士(職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条の規定に基づく技能検定(以下この表において単に「技能検定」という。))のうち、検定職種を1級の配管(職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和48年政令第98号)による改正後の配管にあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。)、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格した者をいう。)を2名以上有すること。
	B	(1) 1級技術者又は2級技術者(建設業法第27条第1項の規定により実施される管工事施工管理の技術検定に合格した者のうち、2級の検定に合格したものをいう。)を1名以上有すること。 (2) 基準日において1級又は2級の技能士(技能検定のうち、検定職種を1級又は2級の配管とするものに合格した者をいう。)を1名以上有すること。
電気工事	A	(1) 基準日において1級技術者を2名以上有すること。 (2) 基準日において第1種電気工事士(電気工事士法(昭和35年法律第139号)第3条第1項に規定する者をいう。以下この表において同じ。)を2名以上有すること。
	B	(1) 基準日において1級技術者又は2級技術者(建設業法第27条第1項の規定により実施される電気工事施工管理の技術検定に合格した者のうち、2級の検定に合格したものをいう。)を1名以上有すること。 (2) 基準日において第1種電気工事士を1名以上有すること。
造園工事	A	(1) 基準日において1級技術者を1名以上有すること。 (2) 基準日において1級技能士(技能検定のうち、検定職種を1級の造園とするものに合格した者をいう。)を1名以上有すること。

別表第4(第10条関係)

格付工種	等級	順位
土木一般	A	140
	B	175
	C	知事が別に定める。
建築一般	A	45
	B	70
アスファルト	A	65

別表第5(第16条関係)

区 分	設計金額	条 件
建設工事	制限なし。	県内の営業所に職員を20名(フローティングドック(クレーン及び注排水設備を有するケーソン(水中構造物として使用される鉄筋コンクリート製の大型の箱型の基礎をいう。以下この表において同じ。))製作用の凹型の台船をいう。))又はドルフィンドック(注排水設備を有するケーソン製作用の凹型の台船のうち、ケーソン製作時に海底に着底することができる

		ものをいう。)を自ら使用していないときは他の建設業者(建設業法第2条第3項に規定する者をいう。)に貸与することができる者(以下この表において「ドック提供者」という。)にあつては、10名)以上、かつ、土木施工管理技士(建設業法第27条第1項の規定により実施される土木施工管理の技術検定に合格した者をいう。)を10名(ドック提供者にあつては、5名)以上常に備えていること。
電気工事	6,000万円	第5条第1項の規定による公示で定める期間内のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査に基づく電気工事の総合評定値が1,000点以上あり、かつ、県内の営業所に20名以上の技術者(建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに掲げる基準を満たす者をいう。)を常に備えていること。
測量等業務	制限なし。	次に掲げる条件のすべてに該当すること。 (1) 県内の営業所に土木工事の測量等業務に係る技術者(当該測量等業務について1年以上の実務経験を有する者をいう。)を20名以上常に備えていること。 (2) 県内の営業所に技術士(技術士法(昭和58年法律第25号)第6条の規定により実施される第二次試験(技術部門を土木工事の測量等業務に係るものとするものに限る。)に合格し、かつ、同法第32条第1項の登録を受けている者をいう。以下この表において同じ。)を2名以上常に備えていること。 (3) 県内の営業所に技術士又はRCCM資格保有者(社団法人建設コンサルタント協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験(技術部門を土木工事の測量等業務に係るものとするものに限る。)に合格し、その登録を受けている者をいう。)を5名以上常に備えていること。

様式第1号(第24条関係)

入 札 書(第 回)

職 氏 名 様

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則、鳥取県建設工事執行規則、鳥取県会計規則、図面、仕様書、現場説明書等を熟覧の上、次のとおり入札します。

年 月 日

入札者 住 所
 商号又は名称
 代表者氏名



建設工事(測量等業務)の名称	
建設工事(測量等業務)の場所	

入 札 金 額	金	円
---------	---	---

備考

- 1 入札書は、封かんの上、表面に建設工事等の名称及び場所並びに住所、商号又は名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 入札金額は、算用数字で記載すること。

様式第2号（第24条関係）

委 任 状

職 氏 名 様

私は、氏名 を代理人と定め、次の建設工事（測量等業務）に関する入札の一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

受任者 氏 名

印

建設工事（測量等業務）の名称	
建設工事（測量等業務）の場所	

様式第3号（第39条関係）

入札参加制限通知書

第 号

商号又は名称 様

このたびの貴社の行為は、建設工事（測量等業務）の受注者としての社会的期待及び責任に照らし、あってはならないものです。

よって、今後本県が発注するすべての建設工事（測量等業務）の入札参加資格を、下記のとおり停止することとしましたので通知します。

なお、この措置に不服があるときは、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則第41条第1項の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日の日数は、算入しない。）以内に、その旨申し出ることができます。

年 月 日

職 氏 名 印

記

- 1 理 由
- 2 入札参加制限の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 そ の 他

入札参加制限の期間中は、本県が行う建設工事（測量等業務）の下請負者となることもできません。

様式第4号（第39条関係）

有責認定通知書

第 号

商号又は名称 様

このたびの貴社の行為は、建設工事（測量等業務）を施工（履行）する者としての社会的期待及び責任に照らし、あってはならないものです。

よって、今後本県が発注するすべての建設工事（測量等業務）の下請等を行うことについて、下記に掲げる期間は認めないこととしましたので通知します。

なお、この措置に不服があるときは、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則第41条第1項の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日の日数は、算入しない。）以内に、その旨申し出ることができます。

年 月 日

職 氏 名 印

記

- 1 理 由
- 2 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成19年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第77号

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(鳥取県会計規則の一部改正)

第1条 鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「削除条項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除条項を除く。以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(予定価格の入札執行前の公表)</p> <p>第127条の2 契約権者は、当分の間、<u>県有財産(不動産に限る。以下同じ。)</u>の売払いに係る一般競争入札又は指名競争入札(以下この条において「入札」という。)に際し、<u>県の業務の用に供されていない県有財産の売却を促進するため特に必要があると認めるときは、当該県有財産の予定価格を当該入札の執行前に公表することができる。この場合において、前条(第135条において準用する場合を含む。)</u>の規定にかかわらず、予定価格を記載した書面は、封書にすることを要しない。</p>	<p>(予定価格の入札執行前の公表)</p> <p>第127条の2 契約権者は、当分の間、<u>県が行う建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事に係る測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントの業務(以下この条及び第130条の2において「測量等業務」という。)</u>に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下この条及び第130条の2において「入札」という。)を適正に執行するため特に必要があると認めるときは、<u>当該測量等業務の予定価格を当該入札の執行前に公表することができる。この場合において、前条(第135条において準用する場合を含む。)</u>の規定にかかわらず、予定価格を記載した書面は、封書にすることを要しない。</p> <p>2. <u>契約権者は、当分の間、県有財産(不動産に限る。以下同じ。)</u>の売払いに係る入札に際し、<u>県の業務の用に供されていない県有財産の売却を促進するため特に必要があると認めるときは、当該県有財産の予定価格を当該入札の執行前に公表することができる。この場合において、前条(第135条において準用する場合を含む。)</u>の規定にかかわらず、予定価格を記載した書面は、封書にすることを要しない。</p> <p>(入札執行の傍聴)</p> <p>第130条の2 契約権者は、当分の間、<u>測量等業務に係る入札を適正に執行するため特に必要があると認めるときは、前条(第135条において準用する場合</u></p>

	<p>を含む。)の規定にかかわらず、別に定めるところにより、入札に関係のない者に当該入札の執行を傍聴させることができる。</p>
--	--

(鳥取県建設工事執行規則の一部改正)

第2条 鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動条項」という。)に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項(以下この条において「移動後条項」という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項(以下この条において「削除条項」という。)を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項(以下この条において「追加条項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示、削除条項並びに様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び項の表示、追加条項並びに様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下この条において「改正表」という。)を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を削り、同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 請負工事</p> <p> 第1節 請負契約の締結</p> <p> 第1款 通則(第4条 <u>第17条</u>)</p> <p> 第2款 随意契約(第18条 第23条)</p> <p> 第2節~第5節 略</p> <p> 第6節 <u>品質の確保及び不良・不適格業者の排除(第72条の2 第72条の5)</u></p> <p> 第7節 略</p> <p>第3章 略</p> <p>附則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、県が行う建設工事で建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定するもの(以下「工事」という。)の執行に関し、知事が遵守し、及び請負者をして遵守させるべき事項そ</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 請負工事</p> <p> 第1節 請負契約の締結</p> <p> 第1款 通則(第4条 <u>第9条</u>)</p> <p> 第2款 <u>一般競争入札(第10条 第18条)</u></p> <p> 第3款 <u>指名競争入札(第19条・第20条)</u></p> <p> 第4款 随意契約(第21条 第23条)</p> <p> 第2節~第5節 略</p> <p> 第6節 略</p> <p>第3章 略</p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、県が行う建設工事で建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定するもの(以下「工事」という。)の執行に関し、知事が遵守し、及び請負者をして遵守させるべき事項そ</p>

の他必要な事項を定めるものとする。

(会計規則等との関係)

第2条 この規則に定めのない事項については、法令に特別の定めがあるものを除くほか、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号)その他の規則の定めるところによる。

(契約の相手方の資格)

第4条 工事の請負契約(以下「請負契約」という。)の相手方となることができる者は、建設業法第2条第3項に規定する建設業者とする。ただし、軽微な工事を執行する場合又は特別な事業がある場合において、知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項又は第5項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局長等若しくは同条例第2条の規定により設置された部局等を構成する内部組織の長、鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長、鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例(平成7年鳥取県条例第6号)第1条の規定により設置された港湾事務所の長又は鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第139条の規定により設置された空港管理事務所の長。以下同じ。)が同法第2条第3項に規定する建設業者以外の者を請負契約の相手方とすることが適当であると認めるときは、この限りでない。

(契約書の作成等)

第5条 知事は、請負契約の相手方を決定したときは、その決定の日から7日以内に、建設業法第19条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した請負契約書を作成しなければならない。この場合において、鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)の日数は、算入しないものとする。

2及び3 略

の他必要な事項を定めることを目的とする。

(鳥取県会計規則その他の規則との関係)

第2条 この規則に定めのない事項については、法令に特別の定めがあるものを除くほか、鳥取県会計規則(昭和39年3月鳥取県規則第11号)その他の規則の定めるところによる。

(契約の相手方の資格)

第4条 工事の請負契約(以下「請負契約」という。)の相手方となることができる者は、建設業法第2条第3項に規定する建設業者とする。ただし、軽微な工事を執行する場合又は特別な事業がある場合において、知事(鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)第6条第1項又は第5項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第13条第2項に規定する部局等の長、鳥取県総合事務所設置条例(平成15年鳥取県条例第40号)第3条に規定する総合事務所長、鳥取県港湾事務所の設置等に関する条例(平成7年鳥取県条例第6号)第1条の規定により設置された港湾事務所の長、鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第139条の規定により設置された空港管理事務所の長又は部局等を構成する内部組織の長。以下同じ。)が同法第2条第3項に規定する建設業者以外の者を請負契約の相手方とすることが適当であると認めるときは、この限りでない。

(契約書の作成等)

第5条 知事は、請負契約の相手方を決定したときは、その決定の日から7日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第5号)第1条第1項に規定する県の休日の日数は、算入しない。)以内に、建設業法第19条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した請負契約書を作成しなければならない。

2及び3 略

第9条 削除

第2款 一般競争入札(入札の公告)

第10条 知事は、一般競争入札により請負契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を新聞、掲示その他の方法により公告しなければならない。

- (1) 入札に付する工事の名称及び場所
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 請負契約に関する書類の閲覧場所
- (4) 入札の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札の方法
- (7) その他必要な事項

2 前項の公告は、その入札の期日から起算して少なくとも次の各号に掲げる工事の区分に応じそれぞれ当該各号に定める日前にしなければならない。ただし、急を要する場合は、第2号及び第3号の期間を5日以内に限り短縮することができる。

- (1) 予定価格が500万円未満の工事 3日
- (2) 予定価格が500万円以上5,000万円未満の工事 10日
- (3) 予定価格が5,000万円以上の工事 15日

(入札保証金)

第11条 知事は、一般競争入札に参加する者(以下「入札者」という。)に、その者の見積る入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(入札の手続)

第12条 入札者は、入札をしようとするときは、入札書(様式第2号)を作成してこれを封書にし、前条ただし書の場合以外の場合にあっては入札保証金を添えて、指定の日時までに知事に提出しなければならない。

2 電子入札(知事又はその委任を受けた者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と入札者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子情報処理組織」という。)を使用する方法により行う入札をいう。以下同じ。)の場合にあっては、入札

者が、入札書に記載すべき事項を知事又はその委任を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下「電子入札ファイル」という。）に記録することをもって、前項の規定による入札書の提出をしたものとみなす。

- 3 入札者は、第三者を代理人として入札に関する行為を行わせようとするときは、あらかじめその委任状を知事に提出しなければならない。

（入札書の訂正等）

第13条 入札者は、入札書の記載事項についてまつ消、訂正又はそう入をしたときは、当該まつ消等をした箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることができない。

- 2 前項の規定に関わらず、電子入札の場合にあっては、入札者は、入札書に記載すべき事項を電子入札ファイルに記録した後は、当該事項についてまつ消等を行うことができない。

（予定価格）

第14条 知事は、一般競争入札に付する工事の価格を当該工事に関する設計書及び仕様書によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければならない。ただし、電子入札の場合にあっては、当該書面の作成等に代えて、予定価格を電子入札ファイルに記録するものとする。

- 2 前項の予定価格は、一般競争入札に付する工事の価格の総額について、工事の施工の難易、工期の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

（最低制限価格）

第15条 知事は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の最低制限価格を設けるときは、当該一般競争入札に付する工事の予定価格の10分の8から3分の2までの範囲内において定めなければならない。

（入札の延期等）

第16条 知事は、天災その他の理由により一般競争入札を行なうことができないと認めるときは、当該入札を延期し、又は中止することができる。

- 2 知事は、前項の規定により一般競争入札を延期し、又は中止したときは、直ちにその旨を新聞、掲

示その他の方法により公告しなければならない。

(再度公告入札の公告期間)

第17条 知事は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を締結しない場合において、さらに一般競争入札に付そうとするときは、第10条第2項第2号及び第3号の期間を5日以内に限り短縮することができる。

(入札場所の立入制限)

第18条 知事は、入札の場所に入札に関係のない者を立ち入らせてはならない。

第3款 指名競争入札

(入札参加者の指名等)

第19条 知事は、指名競争入札により請負契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる者をなるべく5人以上指名しなければならない。

2 前項の場合においては、知事は、第10条第1項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

3 第10条第2項の規定は、前項の通知について準用する。ただし、入札の公告を行う場合にあっては、この限りでない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第20条 第11条から第16条まで及び第18条の規定は、指名競争入札について準用する。

2 入札者を公募する方法により行う指名競争入札については、前項に定めるもののほか、第10条第1項(第4号及び第5号を除く。)及び第2項並びに第17条の規定を準用する。

第9条から第17条まで 削除

第2款 随意契約

(見積書の提出)

第18条 知事は、随意契約により請負契約を締結しようとするときは、なるべく3人以上の者に見積書(様式第3号)を提出させなければならない。ただし、電子情報処理組織(知事の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と競争入札に

第4款 随意契約

(見積書の提出)

第21条 知事は、随意契約により請負契約を締結しようとするときは、なるべく2人以上の者に見積書(様式第3号)を提出させなければならない。ただし、電子情報処理組織を使用する方法により見積りを提出させる場合にあっては、当該見積書の提出に

参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。以下同じ。)を使用する方法により見積りを提出させる場合にあっては、当該見積書の提出に代えて、これに記載すべき事項を知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(以下「電子見積ファイル」という。)に記録させるものとする。

2 前項の規定による見積書の提出(以下「見積提出」という。)の依頼は、当該見積提出の提出期限の日の前日から起算して、次の各号に掲げる工事の区分に応じそれぞれ当該各号に定める日前にしなければならない。この場合において、休日の日数は、算入しないものとする。

(1) 予定価格が500万円未満の工事 3日

(2) 予定価格が500万円以上5,000万円未満の工事 10日

(3) 予定価格が5,000万円以上の工事 15日

3 前項の規定にかかわらず、知事は、急施を要する工事の見積提出を依頼するとき、又は見積提出をする者若しくは契約の相手方として適当な者がいない場合若しくは契約の相手方に選定した者が契約を締結しない場合においてさらに見積提出を依頼するときは、同項第2号又は第3号に規定する期間を5日以内に限り短縮することができる。

(予定価格の作成)

第19条 知事は、随意契約により契約しようとする工事の価格を当該工事に関する仕様書、設計書等によって予定し、次条第1項の規定により予定価格を随意契約に係る見積提出を依頼する際に公表する場合を除くほか、その予定価格を記載した書面を封書にし、見積書と比較する際これを同じ場所に置かなければならない。ただし、電子見積(電子入札(電子情報処理組織を使用する方法により行う入札をいう。)に準ずる方法により随意契約の相手方を決定する方法をいう。)の場合にあっては、書面による作成に代えて、予定価格を記録した電磁的記録を電子見積ファイルに記録するものとする。

(予定価格の公表)

第20条 知事は、県の財産上の利益を不当に害するおそれその他請負契約の相手方の適正な決定に支障を及ぼすおそれがある場合を除くほか、予定価格を随意契約に係る見積提出を依頼する際に公表するものとする。

代えて、これに記載すべき事項を電子入札ファイルに記録させるものとする。

2 第10条第2項の規定は、前項の見積書の提出について準用する。

2. 前項に規定するもののほか、予定価格の公表に
し必要な事項は、知事が別に定める。

(予定価格の決定方法)

第21条 予定価格は、随意契約により契約しようとする
工事の価格の総額について、工事の施工の難易、
工期の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(契約の相手方の決定)

第22条 知事は、見積提出をした者のうち予定価格の
制限の範囲内で最低の価格をもって見積りをした者
を請負契約の相手方に決定しなければならない。た
だし、知事が特に必要があると認めるときは、この
限りでない。

(公募型プロポーザル方式)

第23条 知事は、第18条及び前条の規定にかかわら
ず、工事について公募により技術的な企画提案を求
め、最も優れた企画提案をした者を当該工事の請負
契約の相手方に選定する方法（第6項において「公
募型プロポーザル方式」という。）により、請負契
約の相手方を決定することができる。この場合にお
いて、知事は、企画提案の提出期限の前日から起算
して少なくとも5日前までに、次に掲げる事項を新
聞、掲示その他の方法により公告しなければならない
ものとする。

- (1) 当該企画提案に係る工事の名称及び実施場所
- (2) 当該企画提案を行う者（以下この条において
「企画提案者」という。）に必要な資格
- (3) 当該企画提案に係る契約条項を示す場所
- (4) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関す
る法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規
定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規
定する特定信書便事業者による同条第2項に規定
する信書便による企画提案の提出の可否

(契約の相手方の決定)

第22条 知事は、前条第1項の見積書を提出した者の
うち予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって
見積りをした者を請負契約の相手方に決定しなけれ
ばならない。ただし、知事が特に必要があると認め
るときは、この限りでない。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第23条 第14条の規定は、随意契約について準用す
る。

2. 工事に係る技術的な事項を提案する者を公募する
方法により行う随意契約については、前項に定める
もののほか、第10条第1項（第4号及び第5号を除
く。）の規定を準用する。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事項
- 2 知事は、企画提案者が前項第2号の資格（以下この条において「公募資格」という。）を具備しているか否かを審査し、その結果をあらかじめ企画提案者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により公募資格を具備していない旨の通知を受けた企画提案者は、知事に対して書面によりその理由の説明を求めることができる。
- 4 知事は、前項の規定により企画提案者から説明を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して6日以内に、書面により当該企画提案者に回答するものとする。この場合において、休日の日数は、算入しないものとする。
- 5 第2項の規定により公募資格を具備していると知事が認めた者以外の者は、企画提案を行うことができない。
- 6 この款に定めるもののほか、公募型プロポーザル方式による随意契約に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(工事の施工管理)

第31条 請負者は、請負契約の履行に関し、自ら工事現場に常駐してその運営及び取締りを行い、又はその選任した現場代理人を工事現場に常駐させてその運営及び取締りを行わせるものとする。

2 請負者は、前項の規定により現場代理人を定めたときは、その旨を現場代理人選任（変更）通知書（様式第4号）により知事に通知しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 現場代理人は、請負契約に基づく請負者の一切の権限を行使しなければならない。ただし、請負契約で除外する旨を定めた権限及びあらかじめ請負者が自ら行使する旨を知事に通知した権限については、この限りでない。

第32条 略

第6節 品質の確保及び不良・不適格業者の排除

(総合評価競争入札の活用等)

(現場代理人の選任の通知等)

第31条 請負者は、請負契約の履行に関し現場代理人を置くときは、あらかじめその旨を現場代理人選任（変更）通知書（様式第4号）により知事に通知しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行なうほか、請負契約に基づく請負者の一切の権限を行使しなければならない。ただし、請負契約で除外する旨を定めた権限及びあらかじめ請負者が自ら行使する旨を知事に通知した権限については、この限りでない。

(主任技術者等の選任の通知)

第32条 略

第72条の2 知事は、工事の品質の確保を図るため、工事を入札に付そうとするときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札、同令第167条の12第4項に規定する総合評価指名競争入札等価格その他の条件を勘案して行う入札方式及び同令第167条の10第2項の最低制限価格（以下単に「最低制限価格」という。）の制度を積極的に活用するものとする。

（追加技術者の配置）

第72条の3 知事は、入札に付した工事について、低価格落札者（著しく低額な価格で落札した者で知事が別に定めるものをいう。以下同じ。）と請負契約を締結することにより工事の品質の低下を招くおそれがあるときは、主任技術者等を補助する者として工事現場に専任で置くことができる追加技術者（工事の内容、規模等からみて知事が必要と認める資格を有する者をいう。以下同じ。）の配置を当該低価格落札者に求めることができる。

2 前項の規定により追加技術者の配置を求められた低価格落札者は、工事の着手の日までに、当該追加技術者を定め、追加技術者選任（変更）通知書（様式第9号）により知事に通知しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 前2項に定めるもののほか、追加技術者の配置に関し必要な事項は、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領に定める。

（経営診断の受診）

第72条の4 知事は、低価格落札者又は工事の下請負者に対し不当な低価格で請負させた者（以下「低価格落札者等」という。）に対し、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第11条第1項に規定する経営診断（以下単に「経営診断」という。）を受診するよう指導するものとする。

2 低価格落札者等は、前項の規定による指導に基づき経営診断を受診したときは、直ちにその結果を知事に報告するものとする。

3 知事は、低価格落札者等から前項の規定により経営診断の結果（以下「診断結果」という。）の報告を受けたときは、当該診断結果に基づき、低価格落札者等の経営状況について確認を行うものとする。この場合において、知事は、低価格落札者等の経営状況が著しく不健全又は不確実であると認めるとき

は、当該経営状況が改善されるまでの間、当該低価格落札者等を新たな工事の入札に参加させてはならない。

4 前3項に定めるもののほか、経営診断の受診に関し必要な事項は、鳥取県低価格落札者経営診断指導要領に定める。

(施工現場実態調査)

第72条の5 知事は、下請負者に対する不当な抑圧その他の不適切な行為を防止するため、工事現場の施工体制に係る実態調査(以下「施工現場実態調査」という。)を行い、工事の適切な施工の確保に努めるものとする。

2 施工現場実態調査の実施に関し必要な事項は、鳥取県建設工事施工体制調査・指導要領に定める。

第7節 補則

附 則

(施行期日)

1 略

(適用除外)

2 教育委員会事務局(本庁組織を除く。)が請負契約を締結した工事については、第72条の4及び第72条の5の規定は、当分の間、適用しない。

第6節 補則

附 則

(施行期日)

1 略

(予定価格の入札執行前の公表)

2 知事は、当分の間、一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)を適正に執行するため特に必要があると認めるときは、入札に付する工事の予定価格を当該入札を執行する前に公にするものとする。

(入札執行の傍聴)

3 知事は、当分の間、入札を適正に執行するため特に必要があると認めるときは、第18条及び第20条の規定にかかわらず、別に定めるところにより、入札に関係のない者に当該入札の執行を傍聴させるものとする。

様式第2号(第12条関係)

入 札 書 (第 回)

職 氏 名 様

鳥取県建設工事執行規則（昭和48年11月鳥取県規則第66号）、鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号）、図面、仕様書、現場等を熟覧のうえ、次のとおり入札します。

年 月 日

入札者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 (印)

工 事 名	
工事場所	
入札金額	金 円

備考

- 1 入札書は、封書にし、表面に工事名、工事場所、住所、商号又は名称及び代表者氏名を記載すること。
- 2 入札金額は、算用数字で記載すること。

様式第2号 削除

様式第3号（第18条関係） 略

様式第4号（第31条関係）

現場代理人選任（変更）通知書

職 氏 名 様

次のとおり現場代理人を選任（変更）したので、通知します。

年 月 日

請負者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 (印)

略	
現場代理人氏名	

様式第5号（第32条関係）

主任技術者等選任（変更）通知書

様式第3号（第21条関係） 略

様式第4号（第31条関係）

現場代理人選任（変更）通知書

職 氏 名 様

次のとおり現場代理人を選任（変更）したので、通知します。

年 月 日

請負者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 (印)

略		
現場代理人	住 所	
	氏 名	
	年 齢	

様式第5号（第32条関係）

主任技術者等選任（変更）通知書

<p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>次のとおり主任技術者（監理技術者・専門技術者）を選任（変更）したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">請負者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 (印)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 30%;">主任技術者（監理技術者・専門技術者）氏名</td> <td style="width: 70%;"></td> </tr> </table>	略	主任技術者（監理技術者・専門技術者）氏名		<p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>次のとおり主任技術者（監理技術者・専門技術者）を選任（変更）したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">請負者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 (印)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td style="text-align: center;">略</td></tr> <tr> <td style="width: 30%;">主任技術者（監理技術者・専門技術者）</td> <td style="width: 10%;">住 所</td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 齢</td> <td></td> </tr> </table>	略	主任技術者（監理技術者・専門技術者）	住 所			氏 名			年 齢	
略														
主任技術者（監理技術者・専門技術者）氏名														
略														
主任技術者（監理技術者・専門技術者）	住 所													
	氏 名													
	年 齢													
<p>様式第9号（第72条の3関係）</p> <p style="text-align: center;">追加技術者選任（変更）通知書</p> <p style="text-align: center;">職 氏 名 様</p> <p>次のとおり追加技術者を選任（変更）したので、通知します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">請負者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 (印)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr><td style="width: 30%;">工 事 名</td><td style="width: 70%;"></td></tr> <tr><td>工 事 場 所</td><td></td></tr> <tr><td>技 術 者 氏 名</td><td></td></tr> </table>		工 事 名		工 事 場 所		技 術 者 氏 名								
工 事 名														
工 事 場 所														
技 術 者 氏 名														

（鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則の一部改正）

第3条 鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方公共団体の物品等又は特定</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方公共団体の物品等又は特定</p>

役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下単に「特定調達契約」という。）の取扱いに関し、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）及び鳥取県建設工事執行規則（昭和48年11月鳥取県規則第66号。以下「執行規則」という。）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

（会計規則その他の規則との関係）
 第2条 この規則に定めのない事項については、法令に特別の定めがあるものを除くほか、会計規則、入札規則、執行規則その他の規則の定めるところによる。

（一般競争入札の公告）
 第7条 略
 2 会計規則第131条及び入札規則第19条第3項の規定は、特定調達契約については適用しない。

役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第4条に規定する特定調達契約（以下単に「特定調達契約」という。）の取扱いに関し、鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び鳥取県建設工事執行規則（昭和48年11月鳥取県規則第66号。以下「執行規則」という。）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

（会計規則その他の規則との関係）
 第2条 この規則に定めのない事項については、法令に特別の定めがあるものを除くほか、会計規則、執行規則その他の規則の定めるところによる。

（一般競争入札の公告）
 第7条 略
 2 会計規則第131条及び執行規則第17条の規定は、特定調達契約については適用しない。

（鳥取県事務処理権限規則の一部改正）

第4条 鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下この条において「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後										改正前											
別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）										別表第2（第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第11条関係）											
個別事項に係る事務処理権限										個別事項に係る事務処理権限											
所 属 名	事 項		事務処理権限の区分							地方機関の 長の名称	所 属 名	事 項		事務処理権限の区分							地方機関の 長の名称
	種 類	内 容	専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者						種 類	内 容	専 決 権 者			委 任 決 裁 権 者				
			知事	部長	課長	地方機関の長	部長	課長	地方機関の長					知事	部長	課長	地方機関の長	部長	課長	地方機関の長	
略										略											
管一五 略										管一五 略											

財 課	六 営繕工事に係る知事 の権限に属 する事務	1 営繕工事に係る 起工の決定 (一) 請負対象設 計金額(請負契 約の対象となる 部分の概算金額 をいう。管財課 の項の六から八 までにおいて同 じ。)が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 略 (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の イ 建築工事 に係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 (本庁 舎、第二 庁舎、議 会棟、知 事公舎、 県外施設 及び本庁 発注工事 に密接な 関係があ り、工事 の性質上 地方機関 で発注す ることが 適当でな いもの。 管財課の 項の六か ら八まで において 同じ。)の 工事に係 るもの (ロ) 略 □ 略								
		2-9 略								
財 課	七 営繕工事 及び六に 伴う委託業 務に係る鳥 取県建設工 事等の入札 制度に関す る規則(平 成19年鳥取 県規則第6 号)に基づ く知事の権 限に属する 事務	1 同規則第21条の 規定による入札者 の指名 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (1) 建築工事 に係るもの イ 営繕費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの ロ イ以外の もの (イ) 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの (ロ) 中部 総合事務 所の所管								東部総合事務 所長 中部総合事務 所長
		2-9 略								

財 課	六 営繕工事に係る知事 の権限に属 する事務	1 営繕工事に係る 起工の決定 (一) 請負対象設 計金額(請負契 約の対象となる 部分の概算金額 をいう。管財課 の項の六及び七 において同 じ。)が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が5億円 未満の工事に係 るもの (1) 略 (2) 工事費が 2億円未満の 工事に係るも の イ 建築工事 に係るもの (イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 (本庁 舎、第二 庁舎、議 会棟、知 事公舎、 県外施設 及び本庁 発注工事 に密接な 関係があ り、工事 の性質上 地方機関 で発注す ることが 適当でな いもの。 管財課の 項の六及 び七にお いて同 じ。)の 工事に係 るもの (ロ) 略 □ 略								
		2-9 略								

区域に係るもの									
(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの									西部総合事務所長
(2) 設け工事に係るもの									
イ 請負対象額が6,000万円以上の工事に係るもの									
ロ 請負対象額が6,000万円未満の工事に係るもの									
(イ) 営業費に係る本庁舎等の工事に係るもの									
(ロ) (イ)以外のもの									
a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所長
b 中部総合事務所の所管区域に係るもの									中部総合事務所長
c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの									西部総合事務所長
(三) 委託建設費(委託契約の対象となる部分の総額)をいう。管理課の項の七において同じ。)が500万円以上の委託業務に係るもの									
(四) 委託建設費が100万円未満の委託業務に係るもの									
(1) 建築工事に係るもの									
イ 営業費に係る本庁舎等の工事に係るもの									
ロ イ以外のもの									
(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所長
(ロ) 中部総合事務所の所管									中部総合事務所長

<p>区域に係るもの</p> <p>(ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(2) 設け工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>	<p>西部総合事務所 所長</p>	<p>東部総合事務所 所長</p>	<p>中部総合事務所 所長</p>	<p>西部総合事務所 所長</p>
<p>2 同規則第27条の規定による予定価格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの</p> <p>イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>ロ イ以外のもの</p> <p>(イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>(ロ) 中部総合事務所所管区域に係るもの</p>	<p>東部総合事務所 所長</p>	<p>中部総合事務所 所長</p>		

(ハ) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの	西部総合事務 所長
(2) 設機工事 に係るもの	
イ 請負対象 設計金額が 6,000万円 以上の工事 に係るもの	
ロ 請負対象 設計金額が 6,000万円 未満の工事 に係るもの	
(イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの	
(ロ) (イ) 以外のも の	
a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの	東部総合事務 所長
b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの	中部総合事務 所長
c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの	西部総合事務 所長
(三) 委託対象設 計金額が100万円 以上の委託業務 に係るもの	
(四) 委託対象設 計金額が100万円 未満の委託業務 に係るもの	
(1) 建築工事 に係るもの	
イ 営繕費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの	
ロ イ以外の もの	
(イ) 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの	東部総合事務 所長
(ロ) 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの	中部総合事務 所長
(ハ) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に	西部総合事務 所長

<p>係るもの (2) 設備工事に係るもの イ 請負対象認定金額が6,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象認定金額が6,000万円未満の工事に係るもの (イ) 営業費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>																																				
<p>3 同規則第30条第1項の規定による調査基準価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 営業費に係る本庁舎等の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (ロ) 中部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>																																				

<p>(2) 設 備工 事に 係る もの イ 請 負対 象設 計金 額が 6,000 万円 以上 の工 事に 係る もの ロ 請 負対 象設 計金 額が 6,000 万円 未満 の工 事に 係る もの (イ) 営 業費 に係 る本 庁舎 等 の工 事に 係る もの (ロ) (イ) 以外 のも の a 東 部 総合 事務 所及 び八 頭 総合 事務 所の 所管 区域 に係 るも の b 中 部 総合 事務 所の 所管 区域 に係 るも の c 西 部 総合 事務 所及 び日 野 総合 事務 所の 所管 区域 に係 るも の</p>																				
<p>4 同 規則 第31 条第 1項 の規 定に よる 最低 制限 価格 の決 定 (一) 請 負対 象設 計金 額が 2億 円以 上の 工事に 係る もの (二) 請 負対 象設 計金 額が 2億 円未 満の 工事に 係る もの (1) 建 築工 事に 係る もの イ 営 業費 に係 る本 庁舎 等 の工 事に 係る もの ロ イ 以外 のも の (イ) 東 部 総合 事務 所及 び八 頭 総合 事務 所の 所管 区域 に 係る もの (ロ) 中 部 総合 事務 所の 所管 区域 に 係る もの (ハ) 西 部 総合 事務 所及 び日 野 総合 事務 所の 所管 区域 に 係る もの (2) 設 備工 事</p>																				

に係るもの														
イ 請負対象 設備工費が 6,000万円 以上の工事 に係るもの														
ロ 請負対象 設備工費が 6,000万円 未満の工事 に係るもの														
(イ) 営業 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの														
(ロ) (イ) 以外のもの														
a 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの						東部総合事務 所長								
b 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの						中部総合事務 所長								
c 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの						西部総合事務 所長								
(三) 委託建設 費が600万円 以上の委託 業務に係 るもの														
(四) 委託建設 費が600万円 未満の委託 業務に係 るもの														
(1) 建築工 事に係る もの														
イ 営業費に 係る本庁 舎等の工 事に係る もの														
ロ イ以外の もの														
(イ) 東部 総合事務 所及び八 頭総合事 務所の所 管区域に 係るもの						東部総合事務 所長								
(ロ) 中部 総合事務 所の所管 区域に係 るもの						中部総合事務 所長								
(ハ) 西部 総合事務 所及び日 野総合事 務所の所 管区域に 係るもの						西部総合事務 所長								
(2) 設備工 事に係る もの														
イ 請負対象 設備工費が 6,000万円 以上の工 事に係る もの														

	<p>□ 請負対象 設計金額が 6,000万円 未満の工事 に係るもの (イ) 営業 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの (ロ) (イ) 以外のも の a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p>																															
<p>△ 営繕工事 に係る鳥取 県営工事 執行規則 (昭和48年 鳥取県規則 第36号)に 基づく知事 の権限に属 する事務</p>	<p>1 略</p>																															

					<p> 諸工金額が6,000万円以上の工事に係るもの <input type="checkbox"/> 請負対象工金額が6,000万円未満の工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの <input type="checkbox"/> (イ) 以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所所管区域に係るもの </p>					<p>東部総合事務所長</p>
					<p>3 同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低限価格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 建築工事に係るもの <input type="checkbox"/> イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの <input type="checkbox"/> イ 以外のもの (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの <input type="checkbox"/> (ロ) 中部総合事務所所管区域に係るもの (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所所管区域に係るもの (2) 設備工事に係るもの</p>					<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>

										<p>イ 請負対象 施設金額が 6,000万円 以上の工事 に係るもの</p> <p>ロ 請負対象 施設金額が 6,000万円 未満の工事 に係るもの</p> <p>(イ) 営繕 費に係る 本庁舎等 の工事に 係るもの</p> <p>(ロ) (イ) 以外のもの</p> <p>a 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>b 中部 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p> <p>c 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の 所管区 域に係 るもの</p>
				<p>4 同規則第19条第 1項の規定による 入札参加者の指名</p> <p>(一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの</p> <p>(二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの</p> <p>(1) 建築工事 に係るもの</p> <p>イ 営繕費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの</p> <p>ロ イ以外の もの</p> <p>(イ) 東部 総合事 務所及 び八頭 総合事 務所の所 管区域に 係るもの</p> <p>(ロ) 中部 総合事 務所の所 管区域に 係るもの</p> <p>(ハ) 西部 総合事 務所及 び日野 総合事 務所の所 管区域に 係るもの</p> <p>(2) 設備工事 に係るもの</p> <p>イ 請負対象 施設金額が</p>					<p>東部総合事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p> <p>東部総合事務所 所長</p> <p>中部総合事務所 所長</p> <p>西部総合事務所 所長</p>	

	2. 同規則第18条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一)及び(二) 略																						6,000万円以上の工事に係るもの □ 請負対象総工金額が6,000万円未満の工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの											東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長			
	3 同規則第19条の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの (ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの																							5. 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一)及び(二) 略													

<p>(2) 設 備工 事に 係る もの イ 請 負対 象設 計金 額が 6,000 万円 以上 の工 事に 係る もの ロ 請 負対 象設 計金 額が 6,000 万円 未満 の工 事に 係る もの (イ) 営 繕費 に係 る本 庁舎 等 の工 事に 係る もの (ロ) (イ) 以外 のも の a 東 部 総合 事務 所及 び八 頭 総合 事務 所の 所管 区域 に係 るも の b 中 部 総合 事務 所の 所管 区域 に係 るも の c 西 部 総合 事務 所及 び日 野 総合 事務 所の 所管 区域 に係 るも の</p>	東 部 総 合 事 務 所 所 長	中 部 総 合 事 務 所 所 長	西 部 総 合 事 務 所 所 長	4 略	6 略
<p>5 同 規則 第23 条第 1項の 規定 による 請負 契約 の相手 方の 決定 (一) 請 負対 象設 計金 額が 2億 円以 上の 工事に 係る もの (二) 請 負対 象設 計金 額が 2億 円未 満の 工事に 係る もの (1) 建 設工 事に 係る もの イ 営 繕費 に係 る本 庁舎 等 の工 事に 係る もの ロ イ 以外 の もの (イ) 東 部 総合 事務 所及 び八 頭 総合 事務 所の 所管 区域 に 係る もの (ロ) 中 部 総合 事務 所の 所管 区域 に 係る もの (ハ) 西 部 総合 事務 所及 び日 野 総合 事務 所の 所管 区域 に 係る もの</p>	東 部 総 合 事 務 所 所 長	中 部 総 合 事 務 所 所 長	西 部 総 合 事 務 所 所 長		

<p>(2) 設備工事に係るもの</p> <p>イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(イ) 営業費に係る本庁舎等の工事に係るもの</p> <p>(ロ) (イ)以外のもの</p> <p>a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>b 中部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p> <p>c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>	<p>東部総合事務所長</p> <p>中部総合事務所長</p> <p>西部総合事務所長</p>	
<p>6. 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額、管財課の項の六において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 略</p>		<p>7. 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額、管財課の項の六において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 略</p>
<p>7. 略</p>		<p>8. 略</p>
<p>8. 同規則第30条第1項の規定による工事の監査の委託</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費(請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費、管財課の項の七において同じ。)が2億円以上請負対象設計金額が2億円</p>		<p>9. 同規則第30条第1項の規定による工事の監査の委託</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費(請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費、管財課の項の七において同じ。)が2億円以上請負対象設計金額が2億円</p>

未滿の工事に 係るもの (2) 略									
9 略									
10 略									
11 略									
12 略									
13 略									
14 略									
15 略									
16 略									
17 略									
18 略									
19 略									
20 略									
21 略									
22 略									
23 略									
24 略									
25 略									
26 略									
27 略									
28 略									
29 略									
30 略									
31 略									
32 略									
33 略									
34 略									
35 略									
36 略									
37 同規則第2条の 3第1項の規定に よる追加技術者の 配置の要求 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未滿の工事に係 るもの (1) 建築工事 に係るもの イ 営業費に 係る本庁舎 等の工事に 係るもの ロ イ以外の もの (イ) 東部 総合事務 所及び八 幡総合事 務所の所									

未滿の工事に 係るもの (2) 略									
10 略									
11 略									
12 略									
13 略									
14 略									
15 略									
16 略									
17 略									
18 略									
19 略									
20 略									
21 略									
22 略									
23 略									
24 略									
25 略									
26 略									
27 略									
28 略									
29 略									
30 略									
31 略									
32 略									
33 略									
34 略									
35 略									
36 略									
37 略									

東部総合事務
所長

<p>管区域に係るもの (ロ) 中部総合事務所 総合事務所の所管区域に係るもの (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの (2) 設機工事に係るもの イ 請負対象設計金額が6,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象設計金額が6,000万円未満の工事に係るもの (イ) 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>	<p>中部総合事務所 所長</p>	<p>西部総合事務所 所長</p>	<p>東部総合事務所 所長</p>	<p>中部総合事務所 所長</p>	<p>西部総合事務所 所長</p>
<p>38 同規則第2条の5第1項の規定による工事現場の施工体制に係る実態調査の実施 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 建築工事に係るもの イ 営繕費に係る本庁舎等の工事に係るもの ロ イ以外のもの (イ) 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所</p>	<p>東部総合事務所 所長</p>				

	<p>管区域に係るもの (ロ) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (ハ) 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの (2) 設け工事に係るもの イ 請負対象建設費が6,000万円以上の工事に係るもの ロ 請負対象建設費が6,000万円未満の工事に係るもの (イ) 営業費に係る本庁舎等の工事に係るもの (ロ) (イ)以外のもの a 東部総合事務所及び八頭総合事務所の所管区域に係るもの b 中部総合事務所の所管区域に係るもの c 西部総合事務所及び日野総合事務所の所管区域に係るもの</p>									<p>中部総合事務所長 西部総合事務所長 東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長</p>																					
九 略																															
略																															
水	一～二十二 略																														
大気 環境課	<p>二十三 天神川流域下水道工事の執行に係る知事の特限に属する事務</p> <p>1 工事に係る起工の決定 (一) 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をい。水大気環境課の項の二十三から二十五までにおいて同じ。)が5億円以上の工事に係るもの (二) 略</p>																														
2～11 略																															
水	二十四 天神川流域下水道工事及び	1	同規則第21条の規定による入札者の指名																												
△ 略																															
略																															
水	一～二十二 略																														
大気 環境課	<p>二十三 天神川流域下水道工事の執行に係る知事の特限に属する事務</p> <p>1 工事に係る起工の決定 (一) 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の設計金額をい。水大気環境課の項の二十三及び二十四において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの (二) 略</p>																														
2～11 略																															

<p>これに伴う 委託契約に 係る農林農 建設工事等 の入札制度 に関する規 則に基づく 知事の権限 に属する事 務</p>	(一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの							中部総合事務 所長											
	(二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの																		
	(三) 委託対象設 計金額(委託契 約の対象となる 部分の総計金額 をいう。水・大 気汚染対策の真の 二十四において 同じ。)が、0.00 万円以上の委託 業務に係るもの								中部総合事務 所長										
	(四) 委託対象設 計金額が0.000万 円未満の委託業 務に係るもの																		
2	同規則第27条の 規定による予定面 格の決定																		
	(一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの							中部総合事務 所長											
	(二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの																		
	(三) 委託対象設 計金額が0.000万 円以上の委託業 務に係るもの																		
	(四) 委託対象設 計金額が0.000万 円未満の委託業 務に係るもの							中部総合事務 所長											
	3	同規則第30条第 1項の規定による 調査基準(耐)格の決 定																	
	(一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの							中部総合事務 所長											
	(二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの																		
	4	同規則第31条第 1項の規定による 最低制限(耐)格の決 定																	
	(一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの							中部総合事務 所長											
	(二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの																		
	(三) 委託対象設 計金額が0.000万 円以上の委託業 務に係るもの																		
	(四) 委託対象設 計金額が0.000万 円未満の委託業 務に係るもの							中部総合事務 所長											
二十五 天神	1	略																	
川原或下水 道工事に係 る農林農建 設工事執行 規則に基づ く知事の権 限に属する																			
	二十四 天神	1	略																
	川原或下水 道工事に係 る農林農建 設工事執行 規則に基づ く知事の権 限に属する	2	同規則第14条第 1項(同規則第20 条及び第23条にお いて準用する場合 を含む。)の規定 による予定価格の																

<p>事務</p>									
<p>2 同規則第18条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一)及び(二) 略</p>									
<p>3 同規則第19条の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>								<p>中務総合事務所 所長</p>	
<p>4 略</p>									
<p>5 同規則第23条第1項の規定による請負契約の相手方の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>								<p>中務総合事務所 所長</p>	
<p>6 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下水・大気環境法の項の二十五において同じ。)が</p>									
					<p>事務</p>	<p>決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>			<p>中務総合事務所 所長</p>
					<p>3 同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>				<p>中務総合事務所 所長</p>
					<p>4 同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>				<p>中務総合事務所 所長</p>
					<p>5 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一)及び(二) 略</p>				
					<p>6 略</p>				
					<p>7 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下水・大気環境法の項の二十四において同じ。)が</p>				

5億円以上の工事に係るもの (二)及び(三) 略									
7 略									
8 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 (一) 略 (二) 対象賠償金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費 (請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費、以下水・大気環境課の項の二十五において同じ。)が2億円以上請負対象賠償金額が5億円未満の工事に係るもの (2) 略									
9 略									
10 略									
11 略									
12 略									
13 略									
14 略									
15 略									
16 略									
17 略									
18 略									
19 略									
20 略									
21 略									
22 略									
23 略									
24 略									
25 略									
26 略									
27 略									
28 略									
29 略									
30 略									
31 略									
32 略									
33 略									
34 略									
35 略									

5億円以上の工事に係るもの (二)及び(三) 略									
8 略									
9 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 (一) 略 (二) 対象賠償金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費 (請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費、以下水・大気環境課の項の二十四において同じ。)が2億円以上請負対象賠償金額が5億円未満の工事に係るもの (2) 略									
10 略									
11 略									
12 略									
13 略									
14 略									
15 略									
16 略									
17 略									
18 略									
19 略									
20 略									
21 略									
22 略									
23 略									
24 略									
25 略									
26 略									
27 略									
28 略									
29 略									
30 略									
31 略									
32 略									
33 略									
34 略									
35 略									
36 略									

36 略										37 略									
37 同規則第2条の3第1項の規定による追加技術者の配置の要求 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの										中郡総合事務所 所長									
38 同規則第2条の5第1項の規定による工事現場の施工体制に係る実態調査の実施 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの										中郡総合事務所 所長									
略																			
公 園 一～十 略																			
公 園 自 然 課		十一 土木工事に係る知事ご限定に属する事務(公園自然課の所掌する工事に限る。)		1 土木工事に係る起工の決定 (一) 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の総設計金額をいう。公園自然課の項の十二から十三までにおいて同じ。)が5億円以上の工事に係るもの (二) 略															
2～11 略																			
公 園 自 然 課		十二 土木工事に伴う委託業務に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事ご限定に属する事務(公園自然課の所掌する工事に限る。)		1 同規則第21条の規定による入札者の指名 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (三) 委託対象設計金額(委託契約の対象となる部分の総設計金額をいう。公園自然課の項の十二において同じ。)が5,000万円以上の委託業務に係るもの (四) 委託対象設計金額が5,000万円未満の委託業務に係るもの														総合事務所 所長	
公 園 自 然 課		十二 土木工事に伴う委託業務に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事ご限定に属する事務(公園自然課の所掌する工事に限る。)		2 同規則第27条の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円														総合事務所 所長	
2～11 略																			

	未済の工事に係るもの (三) 委託対象設計金額が5,000万円以上の委託業務に係るもの (四) 委託対象設計金額が5,000万円未満の委託業務に係るもの							総合事務所長	
3	同規則第30条第1項の規定による調査基準価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							総合事務所長	
4	同規則第31条第1項の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (三) 委託対象設計金額が5,000万円以上の委託業務に係るもの (四) 委託対象設計金額が5,000万円未満の委託業務に係るもの							総合事務所長	
十三 土木工事に係る鳥取県建設工事競争入札規則に基づく知事の特権に属する事務(公園自然課が所掌する工事に限る。)	1 略								
十二 土木工事に係る鳥取県建設工事競争入札規則に基づく知事の特権に属する事務(公園自然課が所掌する工事に限る。)	2 同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							総合事務所長	
	3 同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの							総合事務所長	
	4 同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの								

										(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの										総合事務所長	
2.	同規則第18条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一)及び(二) 略																				
3	同規則第19条の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの																				総合事務所長
4	略																				
5	同規則第23条第1項の規定による請負契約の相手方の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの																				総合事務所長
6	同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額、以下公園自然環境の項の十三において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの (二)及び(三) 略																				
7	略																				
8	同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費(請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費、以下公園自然環境の項の十三において同じ。)が2億円以上請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (2) 略																				
9	略																				
5	同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一)及び(二) 略																				
6	略																				
7	同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額、以下公園自然環境の項の十二において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの (二)及び(三) 略																				
8	略																				
9	同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 (一) 略 (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費(請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費、以下公園自然環境の項の十二において同じ。)が2億円以上請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (2) 略																				
10	略																				

10 略	
11 略	
12 略	
13 略	
14 略	
15 略	
16 略	
17 略	
18 略	
19 略	
20 略	
21 略	
22 略	
23 略	
24 略	
25 略	
26 略	
27 略	
28 略	
29 略	
30 略	
31 略	
32 略	
33 略	
34 略	
35 略	
36 略	
37 同規則第2条の3第1項の規定による追加技術者の配置の要求 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	総合事務所長
38 同規則第2条の5第1項の規定による工事現場の施工体制に係る実態調査の実施 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	総合事務所長
十四 略	
十五 略	

11 略	
12 略	
13 略	
14 略	
15 略	
16 略	
17 略	
18 略	
19 略	
20 略	
21 略	
22 略	
23 略	
24 略	
25 略	
26 略	
27 略	
28 略	
29 略	
30 略	
31 略	
32 略	
33 略	
34 略	
35 略	
36 略	
37 略	
十三 略	
十四 略	

十六 略									
十七 略									
十八 略									
十九 略									
二十 略									
二十一 略									
二十二 略									
二十三 略									
二十四 略									
略									
農 林 水 産 部 共 通	一 農林土木 工事(農業 集畜排糞 業に係るも の除く。)に係る知事 の権限に属 する事務	1 農林土木工事に 係る起工の決定 (一) 請負対象設 計金額(請負契 約の対象となる 部分の総額+金額 をいう。農林水 産部共通の頁の 一から三まで) において同じ。)が 5億円以上の 工事に係るもの (二)及び(三) 略							
2-10 略									
	二 農林土木 工事及びこ れに伴う委 託業務に係 る農林農建 設工事等の 入札制度に 関する規則 に基づく知 事の権限に 属する事務	1 同規則第21条の 規定による入札者 の指名 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (三) 委託対象設 計金額(委託契 約の対象となる 部分の総額+金額 をいう。農林水 産部共通の頁の 二において同 じ。)が5,000万 円以上の委託業 務に係るもの (四) 委託対象設 計金額が5,000万 円未満の委託業 務に係るもの						総合事務所長	
		2 同規則第27条の 規定による予定価 格の決定 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの (三) 委託対象設 計金額が5,000万 円以上の委託業 務に係るもの (四) 委託対象設 計金額が5,000万 円未満の委託業 務に係るもの						総合事務所長	
		3 同規則第30条第 1項の規定による							

十五 略									
十六 略									
十七 略									
十八 略									
十九 略									
二十 略									
二十一 略									
二十二 略									
二十三 略									
略									
農 林 水 産 部 共 通	一 農林土木 工事(農業 集畜排糞 業に係るも の除く。)に係る知事 の権限に属 する事務	1 農林土木工事に 係る起工の決定 (一) 請負対象設 計金額(請負契 約の対象となる 部分の総額+金額 をいう。農林水 産部共通の頁の 一及び二におい て同じ。)が5 億円以上の工事 に係るもの (二)及び(三) 略							
2-10 略									

	<p>調査基準価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>									総合事務所長
4	<p>同規則第31条第1項の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (三) 委託対象設計金額が5,000万円以上の委託業務に係るもの (四) 委託対象設計金額が5,000万円未満の委託業務に係るもの</p>									総合事務所長
三 農林土木 工事に係る 鳥取県建設 工事施行規 則に基づく 知事の権限 に属する事 務	1 略									
2	<p>同規則第18条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一)及び(二) 略</p>									
3	同規則第19条の規定による予定価									
二 農林土木 工事に係る 鳥取県建設 工事施行規 則に基づく 知事の権限 に属する事 務	1 略									
2	<p>同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>									総合事務所長
3	<p>同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>									総合事務所長
4	<p>同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>									総合事務所長
5	<p>同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一)及び(二) 略</p>									

<p>格の決定 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの</p>														
4 略														
<p>5 同規則第23条第 1項の規定による 請負契約の相手方 の決定 (一) 請負対象設 計金額が2億円 以上の工事に係 るもの (二) 請負対象設 計金額が2億円 未満の工事に係 るもの</p>														
6 略														
7 略														
8 略														
9 略														
10 略														
11 略														
12 略														
13 略														
14 略														
15 略														
16 略														
17 略														
18 略														
19 略														
20 略														
21 略														
22 略														
23 略														
24 略														
25 略														
26 略														
27 略														
28 略														
29 略														
30 略														
31 略														
32 略														
33 略														
34 略														
35 略														
6 略														
7 略														
8 略														
9 略														
10 略														
11 略														
12 略														
13 略														
14 略														
15 略														
16 略														
17 略														
18 略														
19 略														
20 略														
21 略														
22 略														
23 略														
24 略														
25 略														
26 略														
27 略														
28 略														
29 略														
30 略														
31 略														
32 略														
33 略														
34 略														
35 略														

		36 略					
		37 同規則第2条の3第1項の規定による追加採択者の配置の要求 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの					
		38 同規則第2条の5第1項の規定による工事現場の施工体制に係る実態調査の実施 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの					
		四 略					
		五 略					
		略					
県土整備部共通	一 土木工事(鳥取空港の整備事業、鳥取港 網代漁港及び田後港に係る港整備事業、海浜整備事業及び東部地区沿岸魚場整備事業に係る土木工事を除く。県土整備部共通の項の一から三までにおいて同じ。)に係る知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	1 土木工事に係る起工の決定 (一) 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の請負金額をいう。県土整備部共通の項の一から三まで並びに県土整備部の真の十七において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの (二) 略					総合事務所長
	2~11 略						
二 土木工事及びこれに伴う委託業務(鳥取空港の整備事業、鳥取港 網代漁港及び田後港に係る港整備事業、海浜整備事業及び東部地区沿岸魚場整備事業に係る委託業務を除く。県土整備部共通の項の二において同じ。)に係	1 同規則第21条の規定による入札者の指名 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (三) 委託対象設計金額(委託契約の対象となる部分の請負金額をいう。県土整備部共通の項の二において同じ。)が5,000万円以上の委託業務に係るもの					総合事務所長	
	略						

		37 略					
		三 略					
		四 略					
		略					
県土整備部共通	一 土木工事(鳥取空港の整備事業、鳥取港 網代漁港及び田後港に係る港整備事業、海浜整備事業及び東部地区沿岸魚場整備事業に係る土木工事を除く。県土整備部共通の項の一及び二において同じ。)に係る知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	1 土木工事に係る起工の決定 (一) 請負対象設計金額(請負契約の対象となる部分の請負金額をいう。県土整備部共通の項の一及び二において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの (二) 略					
	2~11 略						

二 土木工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	(四) 委託対象設計金額が5,000万円未満の委託業務に係るもの									総合事務所長
	2 同規則第27条の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (三) 委託対象設計金額が5,000万円以上の委託業務に係るもの									総合事務所長
	(四) 委託対象設計金額が5,000万円未満の委託業務に係るもの									総合事務所長
	3 同規則第30条第1項の規定による調査基準価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの									総合事務所長
三 土木工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	4 同規則第31条第1項の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (三) 委託対象設計金額が5,000万円以上の委託業務に係るもの (四) 委託対象設計金額が5,000万円未満の委託業務に係るもの									総合事務所長
	(四) 委託対象設計金額が5,000万円未満の委託業務に係るもの									総合事務所長
二 土木工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	1 略									
	2 同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの									総合事務所長
	3 同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円									

							以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの				総合事務所長
							4 同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの				総合事務所長
							2. 同規則第18条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一)及び(二) 略				
							3 同規則第19条の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの				総合事務所長
							4 略				
							5 同規則第23条第1項の規定による請負契約の相手方の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの				総合事務所長
							6 略				
							6 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあつては、当初の請負対象設計金額。以下県土整備部共通の項の三において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの (二)及び(三) 略				
							7 略				
							8 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費				
							7 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認 (一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあつては、当初の請負対象設計金額。以下県土整備部共通の項の二において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの (二)及び(三) 略				
							8 略				
							9 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託 (一) 対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費				

	(請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。以下県土整備部共通の項の三において同じ。)が2億円以上請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (2) 略									
9	略									
10	略									
11	略									
12	略									
13	略									
14	略									
15	略									
16	略									
17	略									
18	略									
19	略									
20	略									
21	略									
22	略									
23	略									
24	略									
25	略									
26	略									
27	略									
28	略									
29	略									
30	略									
31	略									
32	略									
33	略									
34	略									
35	略									
36	略									
37	同規則第2条の3第1項の規定による追加技術者の配置の要求 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの								総合事務所長	

	(請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。以下県土整備部共通の項の二において同じ。)が2億円以上請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (2) 略									
10	略									
11	略									
12	略									
13	略									
14	略									
15	略									
16	略									
17	略									
18	略									
19	略									
20	略									
21	略									
22	略									
23	略									
24	略									
25	略									
26	略									
27	略									
28	略									
29	略									
30	略									
31	略									
32	略									
33	略									
34	略									
35	略									
36	略									
37	略									

	<p>38 同規則第2条の5第1項の規定による工事現場の施工体制に係る実態調査の実施 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>											<p>総合事務所長</p>																								
	<p>四 略</p>												<p>三 略</p>																							
	<p>五 略</p>												<p>四 略</p>																							
<p>県土 総務課</p>	<p>一一一四 略</p>												<p>県土 総務課</p>	<p>一一一四 略</p>																						
<p>十五 土木工 事に係る鳥 取県建設工 事等の入札 制度に關す る規則に基 づく知事の 権限に關す る事務</p>	<p>1 同規則第4条の 規定による入札参 加資格の認定</p> <p>2 同規則第6条第 2項の規定による 入札参加資格の付 与の決定</p> <p>3 同規則第7条第 2項第1号又は第 3項の規定による 有資格者が入札参 加資格を欠くに至 った旨の認定</p> <p>4 同規則第8条の 規定による入札参 加資格の他者への 引継ぎの認定</p> <p>5 同規則第9条の 規定による有資格 者の格付</p> <p>6 同規則第12条第 2号の規定による 有資格者が格付要 件を再び具備した 旨の認定</p> <p>7 同規則第12条第 3号から第5号ま での規定による有 資格者の格付を降 格させ、又は昇格 させる必要がある 旨の認定</p> <p>8 同規則第34条、 第36条又は第37条 本文の規定による 有資格者の資格制 限の決定</p> <p>9 同規則第38条の 規定による事關取 取を旨の決定</p> <p>10 同規則第40条第 1項の規定による 資格制限の期間の 短縮又は延長の決 定</p> <p>11 同規則第40条第 2項の規定による 資格制限の解除の 決定</p> <p>12 同規則第41条第 3項又は第4項の 規定による不服申 出の棄却又は不服 申出に係る資格制</p>																																			

		限の取消しの決定																		
十六	土木工 事に係る鳥 取県建設工 事法が規則 に基づく知 事の権限に 属する事務	1 同規則第72条の 4第1項の規定に よる経営診断の受 診の指導 2 同規則第72条の 4第3項前段の規 定による経営状況 の確認																		
十七 略																				
技術 企 画 課																				
一 略																				
二	土木工事 に伴う委託 業務に係る 鳥取県建設 工事等の入 札制度に関 する規則に 基づく知事 の権限に属 する事務	1 同規則第4条の 規定による入札参 加資格の決定 2 同規則第6条第 21項の規定による 入札参加資格の付 与の決定 3 同規則第7条第 21項第1号又は第 31項の規定による 有資格者が入札参 加資格を欠くに至 った旨の確認 4 同規則第8条の 規定による入札参 加資格の他者への 引き継ぎの確認 5 同規則第34条 第36条又は第37条 本文の規定による 有資格者の資格制 限の決定 6 同規則第38条の 規定による事案取 取を行う旨の決定 7 同規則第40条第 11項の規定による 資格制限の期間の 短縮又は延長の決 定 8 同規則第40条第 21項の規定による 資格制限の解除の 決定 9 同規則第41条第 31項又は第41項の 規定による不服申 出の棄却又は不服 申出に係る資格制 限の取消しの決定																		
三 略																				
略																				
空 港 港 湾 課	一 土木工事 (空港整備 事業(鳥取 空港の整備 事業をい う。以下空 港整備課の 項の「から 三までにお いて同 じ。)、港 湾・漁港・ 海洋整備事 業(鳥取 港 網代漁 港及び田後	1 土木工事及び電 気設備工事に係る 起工の決定 (一) 請負対象設 計金額(請負契 約の対象となる 部分の総計金額 をいう。空港 湾課の項の「か ら三までにお いて同じ。) が5 億円以上の工事 に係るもの (二) 略																		

十五 略																				
技術 企 画 課																				
一 略																				
二 略																				
略																				
空 港 港 湾 課	一 土木工事 (空港整備 事業(鳥取 空港の整備 事業をい う。以下空 港整備課の 項の「及び 二において 同じ。)、港 湾・漁港・ 海洋整備事 業(鳥取 港 網代漁 港及び田後	1 土木工事及び電 気設備工事に係る 起工の決定 (一) 請負対象設 計金額(請負契 約の対象となる 部分の総計金額 をいう。空港 湾課の項の「及 び二において同 じ。) が5億円 以上の工事に係 るもの (二) 略																		

<p>港に係る港整備事業及び沿岸整備事業をいう。以下空港港湾等第の項の一から三までにおいて同じ。)及び沿岸整備事業(東部地区沿岸整備事業をいう。以下空港港湾等第の項の一から三までにおいて</p>											
<p>同じ。)に係る土木工事に限る。以下空港港湾等第の項の一から三までにおいて同じ。)及び電気設備工事(鳥取空港の整備事業に係るものに限る。以下空港港湾等第の項の一から三までにおいて同じ。)に係る知事の権限に属する事務</p>	<p>2-10 略</p>										
<p>二 土木工事に伴う委託業務(空港整備事業、港湾・漁港・沿岸整備事業及び沿岸整備事業に係る委託業務に限る。空港港湾等第の項の二及び三において同じ。)に係る鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に基づく知事の特権に属する事務</p>	<p>1 同規則第21条の規定による入札者の指名 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・沿岸整備事業及び沿岸整備事業に係るもの (三) 委託対象設計金額(委託契約の対象となる部分の総額)金額をいう。空港港湾等第の項の二において同じ。)が、0.000万円以上の委託業務に係るもの (四) 委託対象設計金額が、0.000万円未満の委託業務に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・沿岸整備事業及び沿岸整備事業に係るもの</p>					<p>鳥取空港管理事務所長</p>	<p>鳥取港湾事務所長</p>				
	<p>2 同規則第27条の</p>										
<p>整備事業及び沿岸整備事業をいう。以下空港港湾等第の項の一及び二において同じ。)及び沿岸整備事業(東部地区沿岸整備事業をいう。以下空港港湾等第の項の一及び二において同じ。)に係る土木工事に限る。以下空港港湾等第の項の一及び二において同じ。)及び電気設備工事(鳥取空港の整備事業に係るものに限る。以下空港港湾等第の項の一及び二において同じ。)に係る知事の権限に属する事務</p>	<p>2-10 略</p>										

<p>規定による予定価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの (三) 委託対象設計金額が5,000万円以上の委託業務に係るもの (四) 委託対象設計金額が5,000万円未満の委託業務に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの</p>							<p>鳥取空港管理事務所長</p>													
<p>3 同規則第30条第1項の規定による調査基準価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの</p>							<p>鳥取空港管理事務所長</p>													
<p>4 同規則第31条第1項の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの (三) 委託対象設計金額が5,000万円以上の委託業務に係るもの (四) 委託対象設計金額が5,000万円未満の委託業務に係るもの (1) 空港整備</p>							<p>鳥取空港管理事務所長</p>													

事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸海防整備事業に係るもの						事務所長 鳥取港湾事務所長
三 土木工事	1 略 及び電気設備工事に係る鳥取県建設工事施行規則に基づく知事の権限に属する事務					
二 土木工事	1 略					
	2 同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸海防整備事業に係るもの					鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長
	3 同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸海防整備事業に係るもの					鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長
	4 同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸海防整備事業に係るもの					鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長
	2 同規則第18条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一)及び(二) 略					
	3 同規則第19条の規定による予定面					
	5 同規則第21条第1項の規定による見積書の提出者の決定 (一)及び(二) 略					

<p>格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 空港整備事業に係るもの</p> <p>(2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの</p>						<p>鳥取空港管理事務所長</p> <p>鳥取港湾事務所長</p>														
4 略																				
<p>5 同規則第23条第1項の規定による請負契約の相手方の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 空港整備事業に係るもの</p> <p>(2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの</p>						<p>鳥取空港管理事務所長</p> <p>鳥取港湾事務所長</p>														
<p>6 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下空港港湾課の項の三において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二)及び(三) 略</p>																				
7 略																				
<p>8 同規則第30条第1項の規定による工事の監査の委託</p> <p>(一) 略</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費(請負契約の締結後に工事費を変更した場合にあっては、当初の工事費。以下空港港湾課の項の三において同じ。)が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 略</p>																				
9 略																				
<p>6 略</p>							<p>7 同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下空港港湾課の項の二において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二)及び(三) 略</p>							<p>8 略</p>						
10 略																				

10 略	
11 略	
12 略	
13 略	
14 略	
15 略	
16 略	
17 略	
18 略	
19 略	
20 略	
21 略	
22 略	
23 略	
24 略	
25 略	
26 略	
27 略	
28 略	
29 略	
30 略	
31 略	
32 略	
33 略	
34 略	
35 略	
36 略	
37 同規則第2条の3第1項の規定による追加技術者の配置の要求 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸漁場整備事業に係るもの	鳥取空港管理事務所長 鳥取港湾事務所長
38 同規則第2条の5第1項の規定による工事現場の施工体制に係る実態調査の実施 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの	
11 略	
12 略	
13 略	
14 略	
15 略	
16 略	
17 略	
18 略	
19 略	
20 略	
21 略	
22 略	
23 略	
24 略	
25 略	
26 略	
27 略	
28 略	
29 略	
30 略	
31 略	
32 略	
33 略	
34 略	
35 略	
36 略	
37 略	

	(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・漁港・海岸整備事業及び沿岸海浜整備事業に係るもの					鳥取空港管理事務所 所長						鳥取港湾事務所 所長
四 略												
五 略												
六 鳥取県港 1~7の4 略												
鳥取県港 港湾管理条例 (昭和16年鳥取県条例第6号) に基づく知事 の権限に属 する事務	8 同条例第12条第 3項の規定による 占用料等の減免 (一) 四の2の (一)又は12の (一)により許可 したものに係る もの (二) 四の2の (二)又は12の (二)により許可 したものに係る もの					鳥取港湾事務所 所長						中部総合事務所 所長 西部総合事務所 所長
9及び10 略												
七 略												
八 海防法に 基づく知事 の権限に属 する事務 (空 港 港 湾 課 の 所 掌 事 務 に 係 る も の に 限 る。)												
1~20 略	21 同法第21条第1 項及び第2項の規 定による法令違反 等の場合における 海岸保全施設の改 良 補修等の命令 (一) 空 港 港 湾 課 の 真 の 丸 の 15 の (一)に係るもの (二) 空 港 港 湾 課 の 真 の 丸 の 15 の (二)に係るもの (三) 略					鳥取港湾事務所 所長						中部総合事務所 所長 西部総合事務所 所長
22~29 略												
九 略												
十 鳥取県海 岸 占 用 料 等 徴 収 条 例 (平成12年 鳥取県条例 第30号) に 基づく知事 の権限に属 する事務												
1 同条例第3条の 規定による占用料 等の減免 (一) 十の6の (一)又は7の (一)により許可 したものに係る もの (二) 十の6の (二)又は7の (二)により許可 したものに係る もの						鳥取港湾事務所 所長						中部総合事務所 所長 西部総合事務所 所長
十一 略												
十二 略												
十三 略												
十四 略												
十五 略												
十六 鳥取県 海 港 管 理 条 例 (昭和14												
14 同条例第16条第												
三 略												
四 略												
五 鳥取県港 1~7の4 略												
鳥取県港 港湾管理条例 (昭和16年 鳥取県条例 第6号) に 基づく知事 の権限に属 する事務	8 同条例第12条第 3項の規定による 占用料等の減免 (一) 三の2の (一)又は12の (一)により許可 したものに係る もの (二) 三の2の (二)又は12の (二)により許可 したものに係る もの					鳥取港湾事務所 所長						中部総合事務所 所長 西部総合事務所 所長
9及び10 略												
六 略												
七 海防法に 基づく知事 の権限に属 する事務 (空 港 港 湾 課 の 所 掌 事 務 に 係 る も の に 限 る。)												
1~20 略	21 同法第21条第1 項及び第2項の規 定による法令違反 等の場合における 海岸保全施設の改 良 補修等の命令 (一) 空 港 港 湾 課 の 真 の 丸 の 15 の (一)に係るもの (二) 空 港 港 湾 課 の 真 の 丸 の 15 の (二)に係るもの (三) 略					鳥取港湾事務所 所長						中部総合事務所 所長 西部総合事務所 所長
22~29 略												
八 略												
九 鳥取県海 岸 占 用 料 等 徴 収 条 例 (平成12年 鳥取県条例 第30号) に 基づく知事 の権限に属 する事務												
1 同条例第3条の 規定による占用料 等の減免 (一) 九の6の (一)又は7の (一)により許可 したものに係る もの (二) 九の6の (二)又は7の (二)により許可 したものに係る もの						鳥取港湾事務所 所長						中部総合事務所 所長 西部総合事務所 所長
十 略												
十一 略												
十二 略												
十三 略												
十四 略												
十五 鳥取県 海 港 管 理 条 例 (昭和14												
14 同条例第16条第												

年鳥取県条例第16号)に基づく知事の権限に属する事務	31項の規定による土砂汚濁料等の減免若しくは分納又は同条第4項ただし書の規定による土砂汚濁料等の返還に係る事由の認定 (一) 十四の2の(一)により許可したものに係るもの (二) 十四の2の(二)により許可したものに係るもの (三) 十四の2の(三)により許可したものに係るもの	鳥取港事務所 所長 境港市役所 所長 中宿総合事務所 所長 西宿総合事務所 所長	年鳥取県条例第16号)に基づく知事の権限に属する事務	31項の規定による土砂汚濁料等の減免若しくは分納又は同条第4項ただし書の規定による土砂汚濁料等の返還に係る事由の認定 (一) 十三の2の(一)により許可したものに係るもの (二) 十三の2の(二)により許可したものに係るもの (三) 十三の2の(三)により許可したものに係るもの	鳥取港事務所 所長 境港市役所 所長 中宿総合事務所 所長 西宿総合事務所 所長
十七 略			十六 略		
十八 略			十七 略		
十九 略			十八 略		
二十 略			十九 略		

附 則

この規則は、平成19年8月1日から施行する。